

論
説

日清共同朝鮮改革論と日清開戦

目次

はじめに

一 共同改革枠組論

1 東アジア国際政治枠組

2 対清認識

二 合意調達失敗過程

1 「陸奥外交」の対応枠組

2 ロシアの調停と李鴻章の「喪失」

3 英の仲介と提携対象変更

4 李鴻章の「復帰」と北京政府の開戦論

むすびにかえて

大澤博明

はじめに

本稿の課題は、一八九四年七月に、何故に日本が対清戦争を始めたのかを再検討することにある。

通常、この年の六月二日閣議出兵決定以降の対清交渉叙述は、出兵決定¹¹対清開戦意図を描定し、如何に日本側が清を「挑発」し開戦に持ち込もうとしたか、「挑発」に乗らぬ李鴻章のロシア仲介依頼、北京政府の英仲介依頼に對して如何に英露の「干渉」を切り抜けて開戦に持ち込んだか、という観点からなされる。出兵以降の外交交渉は、開戦に向けての「障害」を一つ一つ取り除いてゆく過程として描かれるわけである。

六・二出兵決定に開戦意志を認める限り、以降の「陸奥外交」は「帝国外交」の観点からすれば、それが引き起した矛盾が如何なるものであれ、意図通り開戦を引き起した以上は、「陸奥外交」の「勝利」として描かれてしまう構図となり、「帝国外交」中の「リアリズム外交の典型」として評される「陸奥外交」の外交技術論的側面（例えば、対清認識構造及び対応手段の選択等にかかる当否の問題）に對する内在的批判への視座を確立し得ないのである。

以上のような研究上の問題点は、その理由の一斑に、林董の回顧を開戦外交の史料的基础として位置づけたことに起因する。それによって六・二出兵決定の本来の意図たる日清共同朝鮮改革論を見失ない、それを開戦の為の単なる対清挑発手段という不当な位置に追いやり、日清開戦経緯理解自体に對して大きなゆがみをもたらしてしまったのである。

本稿の立場は、甲申事変以降にあっては、日本政府の外交・軍事上の朝鮮政策は対清戦争を志向するものではなく、また、六・二出兵決定も、日清共同朝鮮改革案提示も対清「挑発」を意図したのではなく、日清共同朝鮮改革の実

踐こそが六・二出兵決定の真意であったとの理解に立っている⁽¹⁾。

従って、右の様な本稿の論理からすれば、対清戦争を本来起す意図が無かった日本が戦争を引き起す理由は、共同改革実現の契機獲得の失敗という観点から捉え直されねばならない。つまり、日清「共同」朝鮮「改革」実現の契機喪失により伊藤政権は戦争を引き起したという仮説を示そうとするものである。それはまた、当初より開戦を志向し次々と降りかかってくる障害を克服しつつ意図通り開戦に導いた「陸奥外交」なるものの一本稿の観点からすればそれは、『蹇蹇録』史観²、陸奥史観³にしかすぎない一見直しへも通じるであろう。全体とすれば、対清戦争の開始は、当初の政策目標達成に失敗した結果であり、日本外交の敗北であったということである。

凡 例

『外文』Ⅱ『日本外交文書』、『伊藤文書』Ⅱ『伊藤博文関係文書』(同文書研究会編一―一九) 塙書房 一九七三―八一年。

「陸奥文書」Ⅱ「陸奥宗光関係文書」 国立国会図書館憲政資料室蔵。

MTⅡ「外務省記録」 外務省外交史料館蔵 簿冊分類番号を付す。

DSⅡ防衛庁防衛研究所図書館蔵文書。

尚引用文中、一部字体、かなづかいを改め句読点を付したところがある。

注

(1) 拙稿「天津条約体制の形勢と崩壊」(一)(二)『社会科学研究』四三―三、四 一九九一年、「伊藤博文と日清戦争への道」同 四四―二 一九九二年 を参照のこと。また仮に、六・二出兵決定当日夜の陸奥・川上との「開戦謀議」が存在したとしても、陸奥・川上により日本の対応策が対清開戦に大きく傾くに至ったが如き事項は今のところ論証されてはいないというのが実情である。

一 共同改革枠組論

1 東アジア国際政治枠組

伊藤博文首相主導の日清共同朝鮮改革論に基づき日本は出兵した。では、伊藤は共同改革を如何なる東アジア国際政治枠組の中で実現しようと試みていたのであるうか。これをまず明らかにしておかなければ、英露の仲介に対する伊藤政権の対応を理解することができない。時期的に若干遡ることになるが出兵以降の「陸奥外交」を理解する前提作業として若干の検討を済ませておこう。

第二次伊藤内閣成立後程ない、九二年九月、伊藤首相、陸奥外相は、東洋来遊中であつた英印度次官カーゾン(Curzon)の来日を迎えた。『東京日日新聞』(以下『日日』と略記)が伝えるところによれば、その歓迎宴の席上、カーゾンが伊藤に対し、日本が「清国と締結したる天津条約なるものは即ち朝鮮の保護に付て日清の同盟を約したるものに非ずや」と問いかけたところ、伊藤は、「誤れり……李中堂は左様の意味を言出でたることもありし。然れども予は是れ本案件の干繋する所に非ずとして取合はざりし。現に約文にも其意味は書載せあらず」と応えた。これに対しカーゾンは、「政治家は決して此の如き事を文書に筆せざることを小生は承知し居れり」と述べた一場面があつたという。伊藤が「之に対して如何答へたるか將た顧て他をいひたりやは得聞かざりし」と『日日』はその記事を結んだが、以降、伊藤内閣の対東アジア政策に関する姿勢は『日日』を通じて示されることになる。

朝鮮をめぐる日清關係を規定していた天津条約の是非について『時事新報』の廢棄論を批判する形で伊藤内閣の朝

鮮政策論の骨格が提示されたのがその一例である。

甲申事變時まで朝鮮「独立」援助論に於ける代表的論者の一人であった福澤諭吉は、八五年の英露対立と巨文島事件、条約改正と安全保障との関連、露朝密約問題等の事柄より、それまでの論旨を一変させ、親英反露路線での対外政策枠組論を明確化し朝鮮問題については日清紛議回避論を唱えるようになり、井上馨外相の東アジア政策枠組に同調していった。

その福澤が朝鮮問題について一歩踏み込んだ議論を展開し始めるのは九二年春頃よりであった。それは国内での政府と議会との対立を国外に向けるという意味も含んでいたが、福澤の日清「協同」朝鮮改革論は上記東アジア国際政治枠組に対する認識の変化によってもたらされたものではなく、専ら朝鮮国内情勢認識の変化によってもたらされたものであった。福澤は、朝鮮内部で閔派と大院君派との抗争が露、清を巻き込む形で続けられることから、「朝鮮の禍機は内よりするも外よりするも早晚破裂を免れざること明白」⁽²⁾であるとした上で、それに対応する場合、天津条約中に「日支両国とも相互の照合なくして兵士を京城に派遣すること能はずとの個条の如きは、今日より見れば、不都合千万」⁽³⁾であるとして天津条約廃棄論を唱え始めた。

殊、福澤の日清「協同」朝鮮改革論の立場よりすれば、天津条約第二項が規定する「兵士訓練の爲め教師を派遣することを禁ずるが如きに至りては、更に不都合極まる」ものであった。何故なら、

今朝鮮の爲めに謀りて一国自立の計は如何と云ふに、第一は財政の整理にして之に次ぐものは兵制の改良なり、而して其これを改良せんとするには是非とも他の先進国の人を雇ふて其訓練教導を仰ぐの外なしとして、扱その先進の国とは取も直さず日支の両国なれども、支那の如きは他の事は兎も角も兵制の一事に至りては寧ろ自家の改良に忙はしく、逆も他を教ゆるの暇もなかる可ければ、差向き其任に当るものは日本人たらざるを得ず。然るに

天津条約の存するがために其便利を得ること能はず。止むを得ずして之を日支両国外の人に求むるとありては、朝鮮の不幸は勿論、日本人に於ても世界普通の権利を殺るゝもの⁽⁴⁾

であつたからである。福澤の日清「協同」朝鮮改革論は、清国内部で朝鮮「独立」の意見を抱く政治家が核となり宗属關係を論ぜず、反露に於て利害が一致し且この数年来相対的に安定した關係を形成してきた日清両国が協力して、日本が兵制改革を清が財政整理を各々分担し「独立の実」を朝鮮に得せしめようというものであつた。

これに対し、『日日』は、天津条約第三項の出兵規定は「我の朝鮮に於ける清と均しく内乱鎮定の任に當ることを約諾するものにして語を更へて之をひへば清と我とは連盟にして朝鮮の中立を担保する⁽⁵⁾」ものであると反論した。伊藤の「第一」議会で済んだら一わたり支那の漫遊を企つる積りであるが公使として遣て呉れゝば夫れでも善い⁽⁶⁾との発言意図は、「頃ろ人に向て日清同盟論を唱へ朝鮮問題も二国の協議にて決着せねばならぬと云ひ居る由⁽⁷⁾」として報じられていた。福澤はその伊藤の個人的見解としての日清共同朝鮮保護策論を伊藤政権の公的政策そのものとすることを求めたのである。しかし、福澤の日清協同改革論は、未だ伊藤政権の策論たるを得ないということ、『日日』は「時事新報」を批判する形で示したのである。少なくとも、伊藤政権はこのとき大院君暗殺未遂程度の事件を以て進んで朝鮮改革論に踏み込むまでには至らなかつたのである。

『日日』は、九三年八月より一五回に恒つて、カーゾンの「絶東諸国の将来」を「日清及び東洋の諸国に対する英國の国是なるもの亦粗ぼ概見すべき⁽⁸⁾」ものとして連載しそれに批評を加えたが、それは政府の構想する朝鮮政策を如何なる東アジア国際政治枠組内に於て実現してゆくかという問題関心を示すものであつた。

カーゾンが求める東アジアでの日本の行動原則は、「清と同盟して其連合の力を挙げ以て両者の俱に深く畏るゝ唯一の禍機即ち南侵露人の進行」に當ることであつた⁽⁹⁾。そして「朝鮮の友邦が其権利の主張を誘励するは決して朝鮮の

為に計るの得たるものに非ず」とし、「朝鮮若し亡滅を免れんとせば勢、大国に依」らねばならない。つまり「清国をして其已に実際に抛有する保護者の地位を保有せしむる」ことが必要であるとし、日本に対して朝鮮が「清の藩属たるを認むる」ことを求めるのであった。⁽¹⁰⁾

この様なカーゾンの議論に対し『日日』は、「清の實際に於て已に朝鮮の保護者たりといふは吾曹も亦遺憾ながら幾分の真理あることを認めざるべからず」と述べつつも、「我れ亦天津条約の精神（『日清が朝鮮の共同保護者たるを約するもの』—引用者）に依遵して保護国たるの任務を取らざるべからざること無論」と論駁した。『日日』にとってこの天津条約を廃棄し清の宗主権を承認するには、「台湾の全島と釜山の一角」を日本が領有することとの交換に於て等価となるべきものであった。⁽¹¹⁾

全体として、カーゾンの所論を以て『日日』は、「名は絶東諸国の将来といふも其実は一個の大大英策、而して日清は朝鮮、暹羅と共に之が葉籠中の物に充てられ以て其露仏に対抗するの利用を収められんとす」と評した。カーゾンにとって日本は「亜細亜の一方に於ける海隅の形勝に抛り能く勢威を接近大陸に奮ふて而て必ずしも大陸案件の責任に連係せられず⁽¹²⁾」という形で、清・朝宗属関係を承認しつつ露南下阻止策の主力たる清国を補完することが期待される勢力として位置づけられていたに過ぎなかった。その日本評価は「次世紀初廿五年の進行に於て日本が欧西諸大國と絶対的平等の地位に立つは得て確信すべきなり⁽¹³⁾」というものであった。大英帝国にとって東アジア国際政治上の一個の独立した権力主体として考慮を必要とする地位に日本が到達するにはまだ随分先のことであると見做されていたのである。『日日』は、「清と共に露に抗すべしと説て清と共に英に結ぶべしと説かざる」カーゾンの日本の位置づけに、日本が英清關係に従属的に組み込まれ尚且日清対等の地位をも認定されていないことに、不満だったのである。それでも、西欧列国の「生存の競争、攻守の盟約、勢力の均衡は我豈之を利用するの機会なからんや⁽¹⁴⁾」という状況

説
をもたらずものであった。カーゾンにより数十年後の課題と論じられた日本の条約改正問題も、「同盟は外交上の自
動なり同盟に依り与国と相助くるは自国の力なくんば能はず。条約改正せられざれば国権は完全ならざるも此完全な
らざる国権は亦用いて以て国権を完全にするの蹶逕を捷速ならしむ」⁽¹⁷⁾べきものであった。東北アジアをめぐる英露対
立、東南アジアをめぐる英仏対立、等が日本にとってのその契機をもたらすものであった。英、仏、露、いずれの列
論
国も侵略策を行うことでは同じであった。しかし、シャム問題を例に、『日日』は述べる⁽¹⁸⁾。英のそれは「弱を併せて

強を友として以て世界の平和を保持せん」とするのに対し、仏のそれは「好んで弱国を併し併せて其進路を遮り強国
(独国を除き)に対して反抗の方針を取り其の欧州全体に及ぼす結果に付ては毫も之を顧みることなし」と。故に、
「道徳上」ではなく、「政治上より立論するときは其の世界の平和に及ぼす影響上両者の間相逕庭するの甚しきを見
る」べきものがある、と『日日』は断じた。

『日日』は、東アジア国際政治枠組に於て、英対露・仏の對抗関係を前提に、それを条約改正の一手段として利用
することを示唆しつつ、「同盟に依り与国と相助」くべき国を英であると規定していたのである。ただ、そこで不満
が残るとすれば、英が清・朝宗属關係承認を日本に対し求め朝鮮に対する日本の発言権を、日本自身が認め自負して
いる程には、承認していないことであり、英の東アジア政策枠組に於て日本を対清補完勢力として位置づけることで
あった。

英が、日・清間を居中仲介し共同して朝鮮の中立化を図るといふ山県有朋意見書にみる政策の実現可能性は当面之
しかった。そこで、第二次伊藤内閣としては、天津条約を日清「共同」朝鮮保護の事実上の手段として位置づけ、英
—(清・日)の枠組に於て朝鮮をめぐるロシア脅威論に対抗しようとしたものと思われる。それは、八五年当時より
英側より唱えられていたところでもあった。親英反露の枠組内に於ける日清共同朝鮮改革論は、英の東アジア政策と

衝突するものではなく英にとって受容可能な政策であるとの後伊藤政権は意識していたと言えよう。

九四年六月二日の朝鮮出兵閣議決定要因であった伊藤の日清共同朝鮮内政改革論は、甲午農民戦争の広がりで明かとなった天津条約第二款の機能不全とそれをもたらしたより根源的な原因としての朝鮮国内体制の問題とを克服し、その先に、朝鮮「独立」の共同保障若しくは中立化を想定していたと言えよう。それは、日清協調を維持強化しつつその枠内で朝鮮に於ける日本の権益拡大を図り同時にロシアの朝鮮南下策を防ぐという親英反露的東アジア国際政治枠組下での構想であった。

2 対清認識

日清共同朝鮮改革論が以上の如き東アジア国際政治枠組下に於て構想されていたとすれば、それを可能とするもう一つの条件、即ち、「共同」相手国たる清国の朝鮮政策を如何なるものとして日本側は捉えていたのであろうか。

朝鮮共同保障が論じられる際、その可能性に言及する者の多くは、清の朝鮮政策主宰者李鴻章がその政策を容れる可能性があるということに言及するのが常であった。

例えば、山県有朋は、九〇年、「曾テ聞ク李鴻章ハ久シク朝鮮ノ為メニ恒久中立共同保護ノ策ヲ抱ク⁽¹⁹⁾」と自己の政策実現の前提条件を語っていた。その後も、李の朝鮮政策は「穩健」策であり、北京政府のそれが朝鮮併合路線に近い強硬策であるという捉え方が、日本側に於て支配的であった様に思われる。

「或ル信スベキニ・三ノ外国人等ヨリ聞ク所ニ依レバ袁氏ト李中堂トノ間ハ關係宜敷方ニ無之其理由タルヤ先年米国人デニー氏朝鮮政府へ雇ハレ居リ兎角袁氏トノ間柄田滑ナラズ袁氏ハ常ニ功名心深キニ過ルガ為李中堂ノ対韓政略ニ反対シタル事モ有之遂ニ先年袁氏ヲ京城ヨリ呼戻スベキ取計ヲ為シタルモ北京政府ニ於テ拒マレタルニ依リ其儘ニ

相成居候⁽²⁰⁾」というように李・袁・北京政府三者の朝鮮政策スタンスの相異が理解されていた。その場合、李の朝鮮策は「日清両国ハ朝鮮ニ対シテハ殆ンド同一ノ目的利益ヲ有スルモノナレバ終始相提携シテ同国ヲ庇護シ以テ露国ノ侵呑ニ当ル⁽²¹⁾」ことをその最大の眼目としているという捉え方がなされていたものと思われる。

しかし、袁の朝鮮政策によって現実にもたらされるものは、「朝鮮多数ノ人心袁世凱ノ虐待ニ厭キ随テ清国ヲ疎シ清国ヲ称シテ压制薄情ナリトシ、日本ハ勢薄弱又姦悪ニシテ頼ムヘカラス就テハ淳良ナル露国ニ属スルニ及カス⁽²²⁾」との観点からする閔氏の親露傾向強化と繰り返される対露保護依頼密使派遣騒動であった。

それでも、袁の压制が李の容認するところと見る者⁽²³⁾にしても、李も露朝関係に付「露国ニ対シテ憂苦スルハ明白ノ事跡⁽²⁴⁾」であると捉えていた。李自身の対朝鮮政策の手づまり（朝鮮之事は彼れ之頭痛に病み候事に候⁽²⁵⁾）のみならず、袁にしてもその強圧策が「幾ンド其扱ヒ方ニ困⁽²⁶⁾」っていることの裏返しであるならば、本来、朝鮮共同保護構想に否定的ではない李がそれを実行できない清国内制約要因は北京政府の李に対する掣肘のみとなるであろう。

この制約要因としての北京政府の状況は、清帝親政も「従前之通りニテ別段新規之改革モ無之、旧弊ヲ墨守⁽²⁷⁾」し、「外交關係ノ処分等講求之考等ハ誠ニ乏敷」、「軍機大臣両三輩滿腹便々⁽²⁸⁾」として、「総理衙門ノ高官」の「其言行応接等ハ何レモ同轍別段改良進歩ノ模様モ無之」、「中央ニハ政權無之、又人材モ無之」と観察された⁽²⁹⁾。これに反し、李鴻章、張之洞等の地方大官は「威權無限中央政府ノ命令ニハ格別關係不致、各自ノ意見ニ抛リ省治ヲ施シ、外国ニ関シ候事業ニテ総理衙門ニ於テ各国公使ト談判ノ上示令ノ件モ右督撫等ハ容易ニ之ヲ遵奉不致、勝手ニ自家ノ所見ヲ断行⁽³⁰⁾」する程である。朝鮮問題を管掌する李は「兎ニ角人材ニテ外交ニモ練熟数万ノ准軍ヲ統率シ、北洋水師ノ全權ヲ掌握シ、招商局ノ事務ヲ総裁シ加之皇太后ノ信任厚キガ故ニ無比ノ威權⁽³¹⁾」を有していた。しかし、日本の朝鮮政策にとって問題となり始めたことは、李の権力が単に地方権力に止まるということではなく、「同翁モ本年七〇歳（一八

九一年時一引用者）ニテ当春古稀ノ賀宴ヲ開キ候程ノ高齢故老健ナリト申居候トモ其命数数年ノ外ニ出デザルベシ」という高齢問題を抱えていることであり「忽然逝クトキハ之ニ嗣ク武功文勲兼備ノ人実ニ乏シカルベシ」という権力継承者の不在問題であった。

日本側が想定していた朝鮮政策をとにもするに足るべき李をその死去によって喪失する危険性は、当局者の胸中に、九四年時点ではより強く意識されていたはずである。これもまた、伊藤政権をして甲午農民戦争を契機に日清共同朝鮮改革の一挙実現を狙わせた背景の一つとして理解していいだろう。そして、先に示された李と北京政府との権力関係とそれぞれの朝鮮政策評価を九四年時点の伊藤政権も引き継いでいたものと思われる。少なくとも、「朝鮮事件は将来和戦之一に御決定相成候とも其潜勢力は全く北京及天津に有之候。然るに北京には駐在之公使無之、為に外国公使と往復して清廷之形勢を探知する之途無之、且本邦之政策を十分貫徹せしむるの機関は北京に無之と申候とも致方無」く、「李中堂と往復して日本政府之目的を貫徹する事も出来得へく」と共同改革の提携相手を李鴻章とするという認識は日本政府内に於て共有されていたと思われる。

従って、李に対する北京政府の掣肘を封じ込め李を交渉に誘引し得る様な条件を作り出すこと、若しくはその様な条件が存在し得ることこそが、日清共同朝鮮改革案実現の前提条件であったと言えよう。九四年秋には、李の権力源泉の一角を成す西太后の還暦寿宴が予定されていた。北京政府の李への掣肘を封じ尚且李に対日衝突回避策を採らせるに充分な条件が存在すると伊藤政権は、六・二出兵決定時に、判断していたはずである。

注

(1) 「カーゾン氏と東洋問題」九二年九月二五日。

- (2) 「朝鮮の変乱」 九二年六月二四日『福澤諭吉全集』 一三卷 岩波書店 一九六〇年 四〇〇頁。
- (3) 「先づ天津条約を廢す可し」 九二年一〇月一日 同右 五二二頁。
- (4) 「天津条約廢せざる可らず」 九二年一〇月二日 同右 五三七頁。
- (5) 「天津条約の誤解」(一) 『日日』 九二年一〇月二日。
- (6) 「伊藤議長を帝国ホテルに見る」『国民新聞』 九一年一月七日。
- (7) 「天上来」『国民新聞』 九二年三月二日。
- (8) 「絶東諸国の将来」(一) 『日日』 九三年八月一九日
- (9) 同右(四) 九三年八月二四日。
- (10)(11) 同右(五) 九三年八月二五日。
- (12) 同右(六) 九三年九月八日。
- (13)(14)(17) 同右(三) 九三年八月二三日。
- (15) 同右(四) 九三年八月二三日。
- (16) 「仏邊事件」『日日』 九三年七月二〇日。
- (18) 「仏國の形勢」『日日』 九三年一〇月一五日。
- (19) 大山梓編『山県有朋意見書』 原書房 一九六六年 一九八頁。
- (20) 九一年一〇月一七日付榎本武揚宛荒川巳治 MT・6・1・8・9。
- (21) 九二年五月四日付榎本宛荒川『外文』二五 一八一文書付記三。
- (22)(24) 「藏輝論」二 「陸奥文書」 六七一六。
- (23) 大島圭介駐清公使は「同叟(李一引用者)之朝鮮ニ対する圧制策ニテ」云々と述べている。九〇年六月一七日付大隈重信宛大島『大隈重信関係文書』五 一九三四年 四〇四頁。

(25) 九四年三月一〇日付伊藤宛井上毅『伊藤文書』一 四六〇頁。

(26) 『秘書類纂 朝鮮交渉資料』下 一九三六年 一九八頁。

(27) 以下の記述は、九一年七月二三日付「清政近今之形勢」『秘書類纂 外交篇』下 一九三六年 四八六―九〇頁に拠る。
尚、これは榎本外相宛大島公使報告の写しであると思われる。

(28) 九四年六月二六日付伊藤宛金子堅太郎『伊藤文書』四 五八頁。

二一 合意調達失敗過程

1 「陸奥外交」の対応枠組

前述の如き枠組に於て共同改革案を提示した折に伊藤が抱いた清側対応予想は、「密電之趣ニ依レハ彼ハ衝突ヲ避クルヲ得策トスルノ意充分相見候⁽¹⁾」という樂觀的なものであった。それは、「李氏ハ昨支那兵ニ暫ク牙山ニ止リ進軍スナト命セリ。賊破レタト。我（日本が―引用者）支那兵ニ做⁽²⁾フヲ恐ルト言フテ（朝鮮）国王ヨリ頼⁽³⁾ミシニ因ル⁽²⁾」という⁽³⁾ 状勢、及び清軍増派が「我出兵ト賊勢挫ケシ為メ扣ヘアルガ如シ尙蘆台ヨリ歩兵三百騎兵五十送ル筈ナリシガ其出兵ヲ見合⁽³⁾」せているという李の穩健な対応の継続という⁽⁴⁾ 状勢判断と相応するものであった。それだけに、「彼ハ我ト同時ニ撤兵セン事ヲ望ムト云ト雖若シ我ニ関セス撤シタルときハ充分手持無沙汰ノモノニハ無之乎⁽⁴⁾」と共同改革案提起のタイミングも逸せぬ様しなければならなかった。「今ヤリ（李カ）ハ撤兵ニ決心セシカ如シ葉提督ヨリ請ヒ来リシアメイ（雨衣カ）ノ追送ヲモ止メタリ⁽⁵⁾」という清軍情報も伝えられるに至っていた。

清国の対日対応予想を日本側は既述の共同改革枠組論構造に応じた形で捉えようとした。つまり、ロシア脅威論⁽⁶⁾を含めて「李鴻章ハ英公使ノ勸告且ツ本年清曆十月我十一月当国皇太后ノ還曆賀即チ一世二代ノ大典ヲ举行セラレントスル折柄日清ノ衝突ヲ避ケント欲スル意衷ナルガ如シ⁽⁷⁾」という判断枠組を以て図ろうとした。これらの諸事情にも拘らず「此上何等運動ノ模様モ有之候ハ、其決心ヲ推測可被致歟⁽⁸⁾」として日本側の対応基準が設定されてくるのである。従って、清五〇〇〇増派説とその出発の報は右認識・判断・対応基準によって清の戦争決意の表われとして日本側は受けとめ、所謂「第一次絶交書」(六月二日)を送付し混成旅団の残部派出決定を行なったわけである。

しかし、この対清通牒、所謂第一次「絶交書」は、陸奥が言う様な「日清西国相互に提携することは最早我より望むことをなさざるべしとの決意を示したる宣言⁽⁹⁾」とはならなかった。

日本提示案を李は容れそうにもなく総理衙門も李へ拒否回答指令を行なった。交渉は「西三回之往復ヲ重ネ候上其意底ヲ察知スル事ヲ得ルニ到ルベシ⁽¹⁰⁾」との予想を裏切り交渉の端緒も得られぬまま清軍増派と清政府の正式な拒否回答という事態に日本政府は直面した。清側の正式な回答は、(一)変乱は既に鎮定した故に日清両国協同作戦は不必要であり、(二)改革案それ自体は否定しないが、朝鮮内政改革は清と雖も干与せぬ事項であり、朝鮮を自主独立国と認める日本は尚更朝鮮の内政に干与する理由は無い筈である。(三)変乱鎮定した以上、天津条約に従い撤兵すべきであり駐兵継続は認められない、というものであった。これに対する日本側の通告は、「帝國政府ニ於テ其兵ヲ撤去スルニハ必ず將來該國(朝鮮—引用者)ノ安寧靜謐ヲ保持シ政道其宜ヲ得ルコトヲ保證スルニ足ルノ弁法ヲ協定スルニ非サレバ決行シ難⁽¹¹⁾」い。故に「軍隊ヲ撤去ヲ命令スル事能ハズ」と反論したに過ぎないものである。日清「共同」朝鮮改革を日本が放棄し単独改革を遂行することを通告したのではないのである。駐兵継続はあくまで共同朝鮮改革を清国に強要する一手段であり同時に朝鮮内改革派の勢力拡大支援策でもあった。⁽¹²⁾

従つて清の「共同」改革拒否に遭いつつも、尚、共同改革に固執する伊藤政権は戦争準備と併せて清側を改革論の土俵に乗せる方策の一つとして朝鮮政府に対して働きかけることになる。

その第一着は、「朝鮮ノ行政、司法及財政ノ制度上實際有効ノ改革改善ヲ施シ以テ将来再ヒ失政ナカランヲ保證スヘキコト」を「勸告」の名の下に「嚴談」し、朝鮮有力者を日本サイドに誘引することであつた。駐兵圧力を以て朝鮮政府に「改革」の保証を取りつけてしまえば（今般我兵入韓シテ韓廷ニ大驚動ヲ与ヘタルヲ好時機トシテ平生改革ヲ希望スル人々ハ盛ニ運動ヲ初メ其機漸ク熟シタルカ如クニ伝聞セリ……該派ノ人々ハ日本兵ノ一日モ永ク滞陳スルヲ希望シ其撤回前ニ改革ヲ決行シタシト目下頻リニ事功ヲ急キ居ルト云フ）、清としても改革拒否の前記対日回答(三)の論理上、共同改革を否定し続けることが困難となるからである。では、軍の状況判断はどのようなものであつたらうか。

李と北京政府間の権力状況、親英反露樞組での日・清・英関係から清の増兵を対日開戦決意として理解するという先の外務当局の認識枠組を陸軍も共有していた。天津駐在武官神尾光臣によれば、今次の朝鮮側の対清援兵依頼は「袁公使ノ主謀ニ出テ李鴻章上之ヲ遂行」したものであり「北京政府ハ此出兵ニ不同意」たることは「今ヤ一般ニ唱道セラル」ところである。総理衙門を中心とする北京政府の李攻撃及び駐朝ロシア公使ウェーバーの「出兵ノ非挙ヲ極言」したことを始めとする「諸外人ノ一般ニ（出兵を）引用者」是認セサル」態度によつて「李氏モ自分ノ非挙ヲ反省シテ賊勢ノ衰滅ト我国ノ出兵トヲ聞キ速ニ撤兵ヲ希望シタルハ事実」であつた。「然ルニ事情一転シテ本邦トノ交渉トナリシ後本日十七日ヨリ十八日ニ互ル間ニ於テ」李は「寧ロ兵力ニ訴フルモ自説ハ扞グル事能ハス」との「決心ヲ為」し今次の五五〇〇増派を行なつたということになる。

ここでの清の対日対応の捉え方は、李が清の朝鮮政策を北京政府よりも強硬な策によつて主導している、というものであつた。既存の二二〇〇に加えて五五〇〇の増兵規模は日本派出の四〇〇〇強を上回り、天津では「一般ニ戒嚴

ヲ命」じた李の対応が「支那ハ確カニ戦争ニ決心セリ」という判断を下す根拠となった。

五五〇〇増兵説の現実には兵三〇〇〇、馬八〇〇、水雷兵七〇〇、地雷・水雷一五〇等の派出に過ぎなかった。従って、「過刻御上奏に相成候天津荒川領事よりの来電李氏多数ノ兵を出す云々とあり、我に對し、威嚇の趣意にて出兵する意なるや、韓地は平穩ニ付、我兵撤回の事を屢請求しながら、多数の兵を出す云ふは更に難了解事に被思召候、只声を盛んにするのみに而確實なる事には無之哉」という天皇の判断は、結果論的には、政府の混成旅団完成決定よりも、妥当なものであったように見える。しかし、陸兵三〇〇〇他の出發を確認しつつ主力の「盛字軍及ヒ北塘ノ兵ハ勅許ノ来ルヲ俟チツ、アル」と報ぜられた以上、清の出兵を虚声とする判断基盤は消滅してしまふのである。

六月二二日に歩兵三〇〇〇他の出發を報じた神尾は翌二三日にあつても「盛字軍北塘ノ兵ハ尚ホ勅許待チツ、アリ此兵ノ出發ハ北京政府カ李氏ノ戦争説ニ同意シタル時ナリ即チ戦争布告ト同様ナリ。昨日実見セシメシガ尚ホ準備中ナリシ」と伝えた。次いで神尾は、「信用シ得ヘキ報告ニヨレハ支那皇帝ハ李氏二次ノ勅諭ヲ下セリ―ナルヘク和議セヨ戦ヲ避ケヨ」との新しい情報をもたらしした。

清五五〇〇増派に對應する混成旅団残部の出航は六月二四日正午と決定していた。しかし、神尾の右新情報は、「五千五百ノ兵ハ続テ出發シ得ル様大沽ニ準備シオレト確報」あつたことに拠り日本側増派決定変更には結びつかなかつた。五〇〇〇余の兵力が数日中に派遣される現実性は相変わらず高いと觀察されており、李は清皇帝の意向如何に拘らず清の對日対応の主導権を握り強硬策を遂行するものと日本側は判断したのである。

ところが、現実の清兵増派は、この時点で、日本側の予想した通りには運ばなかつた。

以降、五五〇〇増派説とその一割弱にしか過ぎない実際の派出数との落差は、李の主戦論と北京政府の平和論との対立の所産として認識されるようになる。つまり、「信用シ得ヘキ処ヨリ報告アリ。李氏ハ、兵ヲ動カスヲ好マスト

ノ勅諭ヲ奉セリト。盛字軍ハ出師準備ヲ終へ尙命ヲ待チツ、アリ」といふ状況がそれである。そして、李と北京政府との対応の相違、つまり「北京政府殊ニ帝室和議主義ナル事ハ今ヤ疑ナシ」との判断は、「李氏ハ昨日左ノ如ク衛提督へ電報セリ。総理衙門ハ兵ヲ出スヲ好マズ。暫ク忍べ」といふ情報探知と相俟って、確信の域にまで高まってゆく。それは海軍、外務当局も共有する認識であった。⁽¹⁾この清内部対立の帰趨を如何に予想するかそして日本の対応は如何となるべきかは、「盛字軍ノ出発ハ北京政府ガ李ノ説ニ同意シタル時ナリ。宣戦布告ト同様ト心得可然被存候」ものという基準で決定されることに変わりなかった。⁽²⁾

以上のような増派をめぐる李Ⅱ主戦論、北京政府・皇帝Ⅱ和平論という日本側の捉え方は、現在まで明かにされている史実とは正反対の捉え方である様に思われる。翁同龢の日記によれば、

六月二十五日（西曆）（日本は朝鮮を）清国ノ属国タルヲ認メサラシメントス。朝廷ハ屢々李相ニ増派スヘキコトヲ命シタルニ、僅カニ兵三千ヲ以テ仁川、牙山一帯ニ駐屯セシメタルノミニシテ、徘徊シテ進マズ。嗚呼、敗レタリ矣。六月三十日（西曆）樵野（張蔭桓ノ字）ノ書ニ曰ク、朝鮮ノ事把握スル無キハ蓋シ合肥（李鴻章）処々後退スレハナリト。⁽³⁾

と、北京政府と李との関係が記されている。

いづれにせよ、李の強硬論と北京政府の穩健論との対応の相違という捉え方によって陸奥は、六月二十七日、交渉進展の目途のない局面の打開を京城付近での小衝突によって行なおうとした。「支那兵隊が朝鮮に在る者の驕傲なるに比しては、清国政府は、頗る増兵を避くるが如し。故に若し破裂免るべからずとせば、此機失ふべからず……此の際如何なる名を以てなり清兵と一衝突を起し、兎も角も一勝を獲たる上、更に剛柔宜しきを得べき外交上の懸引も可有之」といふ方策がそれである。李を外交交渉によって共同改革論に誘引することが困難であれば挑発に乗りやすそう

論
説
な在韓清兵相手に一小衝突を引き起し勝利の上（日本の混成旅団約八〇〇と清軍二八〇〇とでは戦闘勝利の可能性は高い）強引にその後の外交交渉で共同改革案を李に吞ませる。しかし、この衝突と改革は、北京政府が西太后の還曆祭をひかえて対日穩健論を維持する以上、日清全面戦争への途を直截に開くべきものではなく極地戦として收拾し得るはず、との判断に立った冒險主義的方策での事態打開を図ろうとしたものと思われる。³⁵ 少なくとも日清西国は、甲申

事変時、両軍衝突後紛争解決を平和裏に纏めたという経験を有していた。

所謂第一次絶交書通告から六月末までの間の対清衝突論は、これまで述べてきた清国権力状況認識の下で、李に日清共同朝鮮改革を強要する為の極地戦論であった。伊藤政権が求めた「戦争」は当初の「反乱軍」・農民軍対象のものから在朝鮮清国軍相手へと拡大する可能性を有していたが、いずれも日清共同朝鮮改革という対外政策目標達成の手段としての位置を占め続けていた。

2 ロシアの調停と李鴻章の「喪失」

陸奥の求めた日清「共同」朝鮮改革の為の日清衝突論とは別に、現地では、清の宗主権主張により朝鮮「改革」は不可能とする大鳥によって宗属関係を口実とする対清衝突論が企画され始めていた。³⁶ 大鳥は、「已ニ談判ノ歩ヲ進メタルヲ以テ結局牙山ノ清兵ヲ突撃スルニ至ラン……若シ數日ノ猶予アラハ海陸共ニ進ンテ牙山ヲ攻撃シ得ルカ³⁷」と派遣軍に準備状況をただした。そして六月三〇日には、「朝鮮政府ニ対スル談判ノ歩ヲ進メ該政府ハ全ク独立ナル事ノ確答ヲ得タル結果ヨリ袁世凱ニ清兵撤回ノ交渉ヲ起シ若シ我要求ニ応セサルときハ兵力ヲ以テ牙山ノ清兵ニ迫ルノ政策³⁸」した。しかし、政府は陸奥大鳥らの衝突策は採用せず、六月二七日、朝鮮内政改革綱目³⁹を決定し、これに従って朝鮮政府との「改革」合意調達を優先させる方針を採ることにした。

この方策の中、ロシアの調停が始まった。ロシア駐日公使ヒトロヴォーは、六月二五日、「清国政府ハ目下ノ形勢ニ関シ露国ノ斡旋ヲ乞ヒタルヲ以テ露国政府ノ訓令ニ由リ」⁽⁴⁰⁾日本側の意向をただし始めた。このロシア側の動向を日本は、李と駐清公使カシニールとの協議によるものであり北京政府の関知したものではないと捉えた⁽⁴¹⁾。より正確には、「朝鮮問題ニ付日本ヲ強制スルノ目的ヲ以テ李鴻章ヨリ露国ノ斡旋ヲ乞」⁽⁴²⁾うた結果であると理解した。それにより、六月三〇日、ロシア政府の意向として、「日本カ清国政府ト同時ニ在朝鮮ノ兵ヲ撤回スル事ニ付故障ヲ加ヘラル、ニ於テハ重大ナル責ニ任スヘキ」という警告がなされた。

日本は朝鮮をめぐる勢力バランスの攪乱要因たることを示しつつあり、日本による天津条約の空洞化は朝鮮現状維持論での八六年露清合意の基礎を揺さぶり、ロシアの仲介を呼び起すこととなったのである。

ロシアは、朝鮮農民反乱の発生に早くから「清国政府ニ向テ露国ハ朝鮮ノ内政ニ干予スルコトナク又該国ノ独立ヲ侵サ、ルベキ旨ヲ約」⁽⁴⁴⁾していたが、李の斡旋依頼をうけてロシアは六月二五日、「日清間ノ談判ニ関スル件ハ今ニ暫ク措キ露国モ亦タ朝鮮近隣ノ国ナレハ此迄既ニ協議ニ与カリテ然ルヘキ」⁽⁴⁵⁾との意を伝えてきた⁽⁴⁶⁾。陸奥は対露協議を「必要ナシ」とはねつけ日清同時撤兵勧告の意図をその「心底は如何」⁽⁴⁷⁾と捉えきれぬまま、そして伊藤は、六月三〇日、「今に及び如何にして露国の指教に応じ我が軍隊を朝鮮より撤去し得べきや」⁽⁴⁸⁾と、拒絶した。

伊藤にせよ陸奥にせよ朝鮮共同改革ともなれば、日・清・露三国問題とならざるを得ないという李ーラデュジェンスキー合意の含意を全くその政策枠組に算入していなかった。

この朝鮮領土保全の八六年露清合意への伊藤政権の評価は、九三年にカーゾンが述べたものとはほぼ同様のものであったのではないかと思われる。即ち、巨文島事件に於て「清国は更に進んで露国に向けて談判を開き露国は向後何等の場合に於ても朝鮮の土地を占有せざるべしとの誓約を得たり。是れ余が李鴻章に面会せしとき氏が最も得意に余に語

説
りたる所なり。然れどもサマルカンド、キウア及びメルヴ等に関して露国は如何に其の誓約を守りたる乎を見れば露国の朝鮮に関する誓約の真価も略々之を知るを得べし⁽⁴⁹⁾。

伊藤政権の日清共同朝鮮保護論は、八六年露清合意効力を否認した上に立っていたのである。

伊藤内閣にとって、李の対露仲介依頼は、日清共同朝鮮改革論の土台の崩壊を意味した。何故なら、日清「共同」すべき清側勢力の主体を李鴻章であると規定し、その東アジア国際政治枠組を親英反露路線上に置いていたからである。伊藤政権は提携対象を喪失してしまったのである。そればかりではなかった。七月二日には、「九ノ一五宮即チ七千五百ノ清兵ハ直チニ派遣セラレヘシ、而シテ各清兵ハ平安道ノ平壤ニ上陸スヘシ」と改めて清軍増派の報が伝えられ始めた。李鴻章が請求する開戦策に北京政府が同意を与えたものとして捉えられたのである⁽⁵¹⁾。

六月下旬の状況は、二五・六日頃より「李ノ主戦意見北京政府ノ拒絶スル所ト相成」り、「李ハ断然日本ニ敵対スルノ止ヲ得サル理由ヲ貫徹セシムル方ニ尽力」し対露接近を行ない、三〇日より「又々一変シ軍備ヲ急キ大ニ計画」し「清国政府モ李ノ主戦意見ニ同意シタル如ク」と変転していった。ロシアの勧告は、「事予想ノ外」のものであり清露「両国ノ間ニ一ツノ密約ヲ締結シタリシモノ」と信じられた⁽⁵³⁾。それでも「斯ノ如キ露国ノ示威的請求ニ対シ我政府ハ之ニ応シ撤去スルハ敢テ為スコカラサル所ニシテ既ニ清国政府へ申込ミタル重大ナル事件ヲ終始貫徹スルヲ務ムルハ我政府ノ責任」であるとして西郷海相は七月一日閣議決定に基づき以下の如く対露警戒を説いた。

回顧スレバ往年英露事件ノ起リシとき此両海軍ハ我沿岸殊ニ我港灣ニ於テ如何ナル挙動ヲ為セシヤ実ニ露国艦ノ英國艦隊ニ向テ為セシ動作ハ過劇⁽⁵⁴⁾乱暴ナル所アリタルハ常ニ記憶ニ存スル所ナリ。故ニ今回ノ事件ニ於テモ露国ハ其干涉ノ歩ヲ進ムルト同時ニ其海軍ハ又彼ノ英露事件ニ於ケル先轍ヲ踏ムベキハ明カナルモノニシテ宜シク我海軍ハ之レニ対スル準備警戒ヲ為スハ今ヨリ須臾タモ念頭ヲ放ツヘカラザル大事トス。且ツ事既ニ爰ニ到リテハ最早清露

両国ノ海軍互ニ気脈ヲ通シ又ハ連合スベキハ明カナルモノニシテ随テ我海軍ハ此連合策中ニ陥ラザル事ニ注意シ応急此連合軍ニ当ル可キ決心ヲ為シ置クハ警戒上寸刻モ怠ルベカラザルモノナリ

出先の福島安正、上原勇作らは、六月中旬、露仏の朝鮮出兵説を以て「東京西比利亞ノ兵勢ヲ詳ニセサル者」の「可笑ノ流言」と一笑に付しその根拠を「東京ノ兵ハ僅ニ東京ヲ鎮圧スルヲ得ルノミ又他ヲ顧ルノ餘力ヲ有セス又露国沿岸州ノ兵備ハ僅ニ瑣春宮古塔ニ対スルヲ得ルノミ交通不便ノ今日ニ在テ日清ト並テ朝鮮ニ出兵セントスルカ如キハ斷シテ為シ能ハサル事ノミ若シ又之ヲ為サンカ僅ニ数大隊ノ兵ノミ決シテ恐ル、ニ足ラス」と断じた。⁵⁴

たしかに、ウラジオストークでの露軍動向は、六月二五日段階でも、砲艦一、巡洋艦一の出港準備は整っていたが、「当地方軍隊ノ動静ヲ視察スルモ一事ノ報告ヲ呈ス可キ情報無之」、「軍隊ノ情況ハ毫モ平常ト異ナル事ナク義勇艦隊及其他ノ汽船等モ亦平常ノ航海ヲナシツ、アルハ殆ント出兵ノ意向ナキモノ歟」と察せられていた。³⁵この状態は七月に入っても継続していた。⁵⁶他方、露軍出兵準備はウラジオストークではなくノウオーキエフスクに於て歩兵二大隊砲兵一中隊の露清朝国境方面への出師準備が論じられていた。しかし、現地に於ては「其目的ノ政略的ナルカ又他ニ野心アル歟ハ容易ニ之ヲ知り得可キニ非ス」と判断を下すことはできなかった。⁵⁷

『露清密約』説の軍事的側面に関しては、福島・上原らの言う様に極東ロシア陸軍はさ程強力な軍事干渉を行い得る様なものではなかったかもしれない。しかし、当局者にとって問題だったのは、ロシア陸軍ではなく、その太平洋艦隊の存在であった。

元来、海軍当局者は対清戦争のコストが安く済むと認識していたわけではなかった。

九四年五月より清国水師大演習が始まるとの報は日本にも伝わっていた。清海軍兵力量は、「初回演習以降支那水師中、南洋艦隊ニ福建船渠ノ製造ニ係ルニ三ノ小艦ヲ増シタルノミニテ其他ニ新造ノモノ無之由ニ候得共戦艦ノ勢力

ニ於テハ前回ト格別ノ差異ハ有之間敷」ものであった。しかし、「其運用戦術等ニ至ツテハ聊カ注意スベキモノ可有之哉」⁽⁵⁸⁾と觀察されていた。

本演習の日本側觀察によれば「清ノ艦隊運動ノ諸動作ヲ見ルニ信号受継方ノ敏捷ナルコト又運動宜シキヲ得ルノミナラス一回タモ機関ニ故障ヲ生シ列外ニ出ツル艦アルヲ見」ることもなかった。北洋艦隊の射撃能力は「射手ノ未タ精妙ノ域ニ達セスト雖ともソノ意外ニ良射手ニ富メルハ疑ヲ容レサル所」であり、水雷戦にしても「艦ノ操転宜キヲ得、凝滞ナク発射ヲ続行セル」程であった。「水雷艇ノ攻撃法ハ頗ル恐敏ヲ缺クノ感アリ」、「攻撃法ヲ適當ニ予定セサルモノ、如ク」、艇の塗色にも欠点が認められたが、旅順港砲台は「命中殊に佳良ニシテ」、「装填ノ少ク遅緩ニシテ砲卒ノ運動迅速ナラサル憾ナキニ非スト雖ともソノ照準宜キヲ得ルニ至テハ実ニ予想ノ外ニ出」るものであった。威海衛砲台も「射手ノ不練ナラサルハ疑ヲ容レス加之各砲台ノ勢力至大ニシテソノ位置ノ撰定マタ極メテソノ宜キニ適セルヲ見ル当港防禦ノ堅固ナルハ実ニ予想スル処ニ優」っていたのであった。

この折、自ら右海軍演習を目の当りにした海軍大尉佐藤鉄太郎は、後年語るに、「其ノ頃日本ハ射撃ハ下手デアツタガ向フハ中々上手デアツタ。艦隊運動ナトモ整然タルモノデ、日本ノ艦隊運動モ何度モ見タガ日本ノハ到底及不能ハザル程熟練シテ居タノデアアル」と日清両海軍の艦隊運用技術の差を指摘し、同時に、「巡洋艦隊トシテハドウカスウカ日本ノ艦隊ノ方が優レテ居ツタデアラウガ兎ニモ角ニモ敵ニハ戦闘艦ガ二艘アツタ。日本ハ是レニ余程恐レヲ為シテ居ツタ。実ハ後ニナツテ見タラ左程デモナカツタケレドモ予想トシテハ餘程恐シイモノトシテ考ヘテ居ツタ」と兵力量に関する彼我の差を併せて述べ、「全体トシテハ兎モ角海軍トシテハ勝目ガナカツタ」、「其ノ時自分ノ視ル所ニテハ到底手ニオヘント思ツタ位デアアル」と当時の雰囲気を再現してみせた。

混成旅団残部の仁川輸送に關シ、「若シ仁川ニ到ル能ハザレハ釜山ニ上陸シ中路ヲ經テ京城ニ進ム筈ナリ」⁽⁶¹⁾と論じ

られたように佐世保―対馬―釜山ラインが最低限確保さるべき運送ルートであった。より確実にこのルートを確保する為には、「海軍使用法を改」め陸軍も「清国と開戦するに当り、海軍の雌雄を決すると否とに拘はらず、兵略を變じ、釜山を根拠地と定め、此点に集合進行する事」⁽⁶²⁾が必要と思われた。ましてや、海軍艦船の軍戦備は七月下旬に至らなければ完了しない見込であった。明らかに海軍は対清劣勢意識を抱いていた。従って混成旅団残部輸送が終れば海軍は「佐世保ヲ策源地トナシ対馬五島釜山巨文島濟州島ノ近海ヲ扼シ以テ本国ト釜山ノ航路ヲ守護シ敵ノ艦隊ヲ此地ニ導キ水雷艇隊ト相待テ敵ヲ邀撃」し清海軍の勢力低下を図った上で、軍戦備完了とともに「敵ノ根拠地ヲ衝キ以テ敵ノ海軍ヲ破壊スルノ策ヲ執ル」⁽⁶³⁾ことを決定した。「清艦定遠鎮遠ハ我ノ侮ル可ラサル敵ナリト雖とも我ニハ彼ニ優リテ精良ナル武器（速射砲）ト迅快ナル速力トヲ有スル軍艦アリ殊ニ忠勇愛國ノ氣象充滿シタル將卒アリテ技倆訓練トモ彼ニ譲ル所ナシ」⁽⁶⁴⁾であれば、海軍当局者にとって海戦結果予想は、甘くみても五分五分であり、やってみなければ判らないものであった。

そのような勢力認識に加えて清露密約説である。ロシア太平洋艦隊は、旗艦アドミラル・ナヒモフ（装甲巡洋艦七八〇トン）、アドミラル・コロニコフ（二等巡洋艦五〇〇トン）を始めとして、シベリア海軍団艦船も含めれば、巡洋艦六、砲艦四（計二四〇〇トン強）、水雷艇一〇、という勢力を有していた。⁽⁶⁵⁾ワースト・ケースとして立案された対清露二国作戦の要は、「敵ヲ朝鮮半島ヨリ撃退シ壓マテ此半島ヲ占領」することであり、「此目的ヲ達スルノ成否ハ対馬海峡ヲ確實ニ占領シ得ルト否トニ」よる。清露「両敵ノ艦隊合セサルニ先チ速力ニ進ンテ清ノ艦隊ヲ攻撃」し勝利を収めれば「我艦隊ヲ退ケ対馬海峡ヲ守備シ要スレハ更ラニ露ノ艦隊ヲ攻撃」し次いで「国内ノ防備ニ妨ケ無キ限リ」の「強大ノ陸軍ヲ朝鮮半島ニ進メ」ようとするものであった。

この清露密約説は、七月一〇日着の西徳二郎駐露公使電と七月一二日の露駐日公使の通告により、「露国干渉事件

ハ、其体面ヲ一變シテ、彼レヨリ平和ノ手段ヲ採レルカ如シ⁽⁶⁷⁾」として一応七月一四日警戒解除に至った。李鴻章の對露仲介依頼がもたらしたものは、一見逆説的だが、日本側の對清戦決意の強化であつた。

3 英の仲介と提携対象変更

露の仲介とともに予想された清軍増派は今度もまた具体的な動きを伴うものではなかつたが、他方で英の仲介を呼び起すこととなつた。

英仲介内容は、「日本政府ノ提議ニシテ朝鮮国独立及ヒ變乱予防ノ事ニ止マリ属邦問題ニ論及セザルニ於テハ清国政府ハ之ヲ受理スルノ意アリ」という清政府の意向伝達から始まつた。これに對し陸奧は、七月一日、「御申込ノ次第ハ彼是矛盾致シ居リ其意ヲ了解スルヲ得ズ併シ右御申込ノ次第ニシテ苟モ分明ニ説明セラルルニ於テハ本大臣ハ欣然之ヲ受理スベシ⁽⁶⁸⁾」と応えた。

親英反露の枠組内に位置づけられていた朝鮮共同改革の提携対象たるべき李が對露接近をなし清露密約を疑わせる状況に直面して、日本政府は元來提携し得べき対象とは見做してもいなかつた北京政府（総理衙門）との「共同」を求めざるを得なくなつたのである。

それは、李の對露接近が意外の出来事であつたのと同じく、或る意味では日本にとって望外の出来事であつた。日本の共同朝鮮改革論はそれまでの英の東アジア政策枠組から認知をうけていたわけではなかつた。逆にその為の出兵は望ましい現状を揺さぶるものとして英に受けとめられるであろうとは日本側も当初より意識していたところ――「必ず第三者たる欧米各国のうち互いに向背を生ずることあるべきも、事情万やむをえざる場合の外は嚴に事局を日清兩國の間に限り、努めて第三國の關係を生ずるを避くべし⁽⁶⁹⁾」――である。

既に英外相は、「朝鮮ノ乱民已に敗散シタルニ付……英政府ハ日本軍隊ニシテ長く朝鮮ニ滞在セバ葛藤ヲ生スベキヲ畏ル、⁽⁷⁰⁾」との意を表明していた。英の対日疑念への対応は「縦令ヒ目下ノ騒乱ハ平和ノ結局ヲ見ルニ到リテモ将来ニ於テ朝鮮国ノ平和秩序ヲ保全ナラシムル事ハ大ニ緊急ナルニ付此ノ目的ヲ達スル為メ今ヤ清国ト協議ヲ尽サントスル⁽⁷¹⁾」ものであるとして共同改革の必要性を強調することであった。

結果としては、李の対露接近が図らずも、初めて、日―英―清の枠組を与えたのである。当初、英軍艦の横浜入港は「彼レ艦隊集合ノ意向料ル可カラズ。若シ清国トノ変生ズルニ当リ英清連合スルガ如キ事アラバ⁽⁷²⁾」と「英清連合」による対日示威行動と受けとめられ、懸念されていた。ところが「露清密約」によりその英艦隊を「可相成ハ朝鮮近海若クハ横浜ニ而も引留置候事ハ對魯之為ニハ余程好都合⁽⁷³⁾」のものに転化し、初めて、「我ハ英ニレライスルノ傾向ヲ取り候事ハ不得策トハ不被察候⁽⁷⁴⁾」ものとなったのである。そこで改めて朝鮮政府に対して「改革ニ関スル我力提案ヲ貫徹セシムル⁽⁷⁵⁾」ことで日清共同朝鮮改革合意の下地を作り上げようと試みてゆくのである。

日本側が示した対清妥協案は「第一次絶交書」を提示した以前の案と質的な違いを示すものではない。「若シ清国カ我提案第二項ニ基キタル提案」即ち、「乱民平定ノ上ハ朝鮮国内政ヲ改良セシムル為メ日清両国ヨリ常設委員若干名ヲ朝鮮ニ置キ先ツ大略左ノ事項（財政、官吏淘汰、警備兵、財政引用者）ヲ目的トシテ其取調ニ従事セシムル事⁽⁷⁶⁾」を前提に、「開談ヲ申込ル、ニ於テハ日本政府ハ開談ニ付異議ナシ。若シ清国力朝鮮独立ノ問題ヲ起サザニル於テハ日本国政府ハ之ヲ起サザルヘシ。撤兵ノ件ハ談判開始ノ節之ヲ取極ハムヘシ。日本国ハ朝鮮ニ於テ凡ソ政治上及通商上ノ事項ニ関シ清国ト同様ノ権利特権ヲ享有セサルヘカラス⁽⁷⁷⁾」というのがそれである。つまり清国側の六月二二日の共同改革拒否回答を撤回させることが改めて交渉の主目的となったのであった。駐兵は共同改革を受容させる為の担保として位置づけられていた。⁽⁷⁸⁾ 英の仲介によって日本政府は六月二日出兵閣議決定及び六月一五日の閣議決定の位置に

説
立ち戻つたのである。

論

北京政府の反応は決して悪いものとは思われなかった。少なくとも総理衙門王大臣は日本の動向に怒っているとは思われず、英駐清公使を通じて、日清交渉の基礎に関して開談したいという総理衙門の意嚮も伝えられていた。英本國よりは、英外相の言として、「日清両國ヨリ朝鮮国土ノ侵スヘカラサルコトニ付協同ノ担保ヲ与ヘ、朝鮮ノ内政ヲ改革スル事ヲ基礎トナシ開談」するといふ英勸告に対し清が「清國ノ威嚴ヲ害スヘキ規定ヲ設ケサルニ於テハ清國政府ハ此基礎ヲ以テ欣然開談スル」意向であることも伝えられていた。残る問題は、はたして総理衙門がこの段階で日本案を受諾するか否かであった。清軍動向も妥協成立の可能性を否定するものではなかった。

清兵増派情報は小村よりのみならず、天津の荒川よりも、七月二日、「清政府ハ李鴻章ヨリ建議シタル開戦策ヲ採用シタルモノノ如シ、清國將來上陸ノ場所ハ大同江ナルヘシ、清兵ハ出発ノ準備整ヒ猶未タ命令ヲ待チ居レリ」と伝えられていた。その翌日、神尾は、「李氏ハ平壤ヲ根拠トシ大同江及ヒ陸路ヲ領シ我ト争ハントスル計画ナルカ如シ。又葉提督ハ模様ヲ見テ大同江ニ転セヨト命シタル電報アルモ今ノ所デハ少シク信シ難シ。併シ情況ハ大ニ迫リタルカ如ク見ユ」と報じた。更に七月四日には、その朝鮮派出は対日宣戦に等しいと見做された盛字軍の動向を「一・二日内ニハ出発スヘシ」と発電し、輸送船は未着ながらも七月三日以来「盛ニ荷物ヲ乗船場へ運般中」であることを伝えてきた。

しかし、盛字軍は、七月五日になつても、「荷物ヲ乗船場ニ運ヒタルニモ拘ラス未タ出発ノ模様ナシ」という状態のままであった。撤兵と改革委員設置とどちらを先にするかの問題は共同改革実現の担保問題でもあったが、この点に関する総理衙門王大臣の対応も、七月七日段階では、「撤兵ノ義ハ英國公使ヘモ申述タル通り開議ノ第一節ニ之ヲ商議スル心得ナレバ此点ハ本大臣等ニ於テモ御同感ナリ」と柔軟であった。

予想された清軍増派は、盛字軍毅軍の出発が七月八日になっても確報されなかった。⁽⁸⁹⁾ 牙山の清兵二〇〇〇の京城入京の噂はあったが同八日になってもその進軍の様子は見られなかった。⁽⁹¹⁾ 清の軍戦備は「朝鮮二遣ル為メ、劉銘傳二上京ヲ命シタルハ事実ナリ、盛字軍ハ劉氏ノ来ルヲ待チアルモノト察セラル」という状態にあり未だ即応体制にはなかった。英の仲介によって日清共同朝鮮改革案は合意に達するものと思われた。

上海総領事大越成徳は、以上の如き情報とは逆に、七月六日、総理衙門は日本案に対し武力を以てしてでも拒否すべきであることを清皇帝に奉答した旨の情報を伝えた。⁽⁹³⁾ 七月一二日に接受された大越の報告によれば、『北清日報』に掲載されたという七月二日の総理衙門王大臣の会議は、「随分激論モアリタル由ナルガ徹頭徹尾平和ヲ主張シタルハ慶郡王一人ニシテ自余ノ諸大臣ハ所謂日本政府ノ傲慢無礼ナルヲ痛ク攻撃シ若シ日本ニシテ斯ク多数ノ兵士ヲ送ラズ且ツ第一ニ清国ト協議ヲ遂ケンニハ互ニ齟齬ヲ来ス事モナク清国ニ於テモ大ニ日本ノ懇望ヲ満足セシムル事アリタランニ彼レノ挙動ハ之ニ反シ我カ中国ヲ蔑如セルノ甚シキモノナリ我ハ此際一步モ彼ニ抗クベカラズ然ラズンバ天下公衆ノ嘲リヲ如何ントノ主意ニテ其旨陛下へ奉答スル事ニ決シタリ」という内容であった。大越は「右ハ或ハ事実トモ被存候」との判断を下していたが、総理衙門の七月九日の対日回答とそれは一応の符合をなしていた。

ところが、大越の七月一二日付報告は、「朝鮮事件も可成此儘再永引カシメテ他国ノ調停ニ依頼致候手段ヲ取り候事ト被考候」と述べて「本年ハ清国皇太后陛下下の六十年誕暦ノ賀ニ当リ之カ為メ各省ヨリ徵集セル献金数千両ニ達シ之ヲ軍備ニ転用スルハ許サ、ル所ニシテ且此大祝華ニ際シ外国ト開仗等ノ事ハ不吉ノ至リナレハ清廷ハ可成平和ニ結局ヲ希望スル云々曾テ風評有之候処、ハース氏（上海駐在澳総領事で滞清二五年に恒リ「頗ル清国ノ内情ニ通曉」し李を始め清官吏とも知己多い人物―引用者）ノ話ニ右ハ実説ナルベク北京政府ハ陽ニ虚驚ヲ張り居候得共実ハ進ンテ開戦ノ考案ナク可成平和ニ局ヲ結ヒタキ様子ナル由。露国公使館附士官某当地へ出張可致趣ニ聞及候間右為念申添置候也」

というものであった。「現ニ西太后ノ上諭ニハ此際小国ノ侮ヲ受ケテハ中国ノ大恥辱ニ付不得已ハ式ノ費用ヲ差繰リテナリト十分ニ戦備ヲナスヘシトアリタリ抔ト支那新聞ハ報シタリ」として西太后・皇帝の開戦論情報的一端は日本にも知られていたはずだが、清帝室を開戦論と見做す判断は日本では弱かった模様である。

神尾は、七月七日「李氏及北京政府ノ意向ノ如何ヲ偵知スルハ目下最大急務ナリト雖とも奈何セン事頗ル機密ニシテ寸楮片紙モ正確ナル書類ヲ得ル事能ハス然レとも李氏ノ飽迫主戦論ナルト北京政府ノ平和論ナルトハ万口同言ナルノミナラズ機密報告者ノ言モ亦タ然リ。然レとも北京政府ノ平和説モ或ル界限迄ニシテ徹頭徹尾平和論ナラサルハ言ヲ待タサルベシ」との觀察を行っていた。この神尾の李⁹⁷主戦論、北京政府⁹⁷平和論との觀察は、「李ヨリ奏請シ朝廷其旨ヲ容レ軍機大臣ヲシテ命ヲ伝ヘシメタルモノナリ。北京政府ノ意向如何ヲ見ルニ足ル」ものとして「軍機処電寄伝諭 劉銘傳総兵往朝鮮速来京」との電文をしるし、併せて「李氏ハ此回ノ事件意ノ如ク結了セル後ハ朝鮮ノ社稷ヲ減シ省ト為シ東三省ノ如ク將軍ヲ置キテ統治セントノ意見ヲ有ス」との情報も示した。李⁹⁸主戦論との見方は「劉銘傳ハ一眼々病ノ為メ来ル能ハズト辞シタルモ李氏ハ他ニ將帥ナシトテ猶ホ強ヒツ、アリ」と維持され続ける。

以上の主戦・平和両論にかかる外務、陸軍の觀察は、海軍も共有するところであった。天津に派遣されていた瀧川具和海軍大尉は、七月九日、「目下当地ノ情况ヲ察スルニ李鴻章ハ從來ヨリノ關係上今更手ヲ引ク能ハズ。本邦讓ルナクンバ干戈ニ訴フルモノノ目的ヲ達セントハ同人当時ノ腹案ナルガ如シト雖とも内ニハ万壽慶典ノ挙アリテ内廷素ヨリ干戈ヲ動かスヲ好マズ北京政府中ニモ李ノ行受ニ反対シ批難スルモノアルノミナラス愈開戦ノ晝キ、上將タルノ名望ヲ有スルモノニ乏シク兵力トテモ充分ノ勝算ナキハ勿論ノ事ナレバ幸ヒ露国公使ノ調停ヲ奇貨トシ竊カニ之ニ平和ノ談判ヲ依頼シタルハ是迄ノ経歴上ニ照シ小生ノ信ジテ疑ハサル所ナリ。本邦ニシテ最初ノ決心ヲ翻サス断乎トシテ動かサレバ開戦ハ遂アル可カラザルカ」と李の主戦論にしてもその貫徹は容易ではないと判断していた。

こうしてみると、七月一二日の日本政府の『第二次絶交書』閣議決定前の段階にあっても、露の仲介という事態を除いて、従前と同じく李^⑩主戦論、北京政府^⑪平和論との観点に立って、あくまでも日清共同朝鮮改革論を北京政府に強要してゆけば、或は瀧川大尉の判断の如く、日清合意調達への途が開けるかもしれないとの期待を伊藤政権が抱いていたとしてもおかしくない。

しかし、七月九日、総理衙門王大臣のなした対日回答は朝鮮からの撤兵を第一着としない限り改革には応じないというものであった。小村は英仲介の敗失を報じた^⑫。また総理衙門は撤兵後の朝鮮改革に関する方策も有してはいなかった^⑬。総理衙門の以上の回答は李鴻章の意をうけたものであった^⑭。

元来、日本の朝鮮政策にあつて、総理衙門、北京政府は「提携」対象とは想定されていなかった。総理衙門王大臣に「東洋之大勢危急ナルを諷諭候も格別之感動無之実ハ天下ハ永久泰山之如く安きものと安心平気なるには驚人候外無之」^⑮との感は日本の外務当局者に共有されていた。加えて、「総理衙門王大臣ノ如キハ頑固執拗語ルニ足ラス」、対清交渉窓口は李鴻章を除いてはあり得ないという見方が日本と諸外国との間で共有されていたとすれば、今次の英の総理衙門を窓口とする仲介案は不成立が見通されていたのかもしれない。いずれにせよ、日本は、日清共同朝鮮改革論にあつて日清「共同」の側面にあつて提携すべき対象をつかむことに再度失敗したのである。

他方、日清共同朝鮮内政改革に於ける「改革」合意の取り付けも難行していた。改革を確たるものとする為には、日本側が「公文ヲ以テ」朝鮮政府に照会し、該政府が「我政府ノ勧告ヲ容」^⑯との「公文ニテノ回答」を必要とした^⑰。その改革案は日清「共同」、即ち日清対等の条件獲得の為、「京城駐紮帝國外交官ハ清国ヨリ派遣ノ外交官ト同一ノ礼遇特権ヲ享クベキ事」、「帝國臣民ハ清国人民ガ該国ニ於テ享有スル一切ノ特権恩恵ニ均霑スベキ事」に併せ従来からの経済的懸案事項処理等も朝鮮政府に対して「要求」された。『共同朝鮮改革』の為の国内行政機構、秩序改革は朝

論
説
鮮政府に「勸告」し受諾さるべきものとして位置づけられていた。少なくともそれは、「在京城公使ノ勢力ヲ以而國王ヲ説キ宜シク行政ナリ財政ナリ軍事ナリ助言勸告シテ隣邦ノ好シミヲ尽スハ可ナリ。委員ヲ兩國ヨリ撰出し國事ニ干渉スルカ如キハ公法ノ許サ、ル所⁽¹⁰⁾」という李發言のニュアンスへの一定の配慮として受けとめることができよう。とりあえず改革合意の内味で多少の具体性を有するものは、「差向キ評判宜カザル人物ヲ免黜遷転セシムル事ニテ満足可致」ことであり、もう一つは「実力者即チ所謂勢道ト申ス如キ人物ヲ外国交渉ノ当局者ニ任命」することくらいであった。他の「裁判、会計、兵制、警察、幣制ニ関スル各項ニ至テハ今トイフテ今実行シ得ラルベキ事ニモ無之候得共差向キ必ズ改良スベシトイフ明約ヲ取置候而已ニテ満足可致⁽¹¹⁾」ものでしかなく、何よりも「改革」合意への取り付けが優先された。

しかし、大鳥を取り巻く現地の状況は、「左ナキダニ日本ヲ嫌悪シテ支那ニ依頼心深キ韓廷ノ老人連ハ徹頭徹尾支那ニ離ル可カラス縦令日兵ハ一時多数ナルモ最後ノ勝利者ハ必ス支那ナラント確信シ、其他稍々時世ニ通シタル者ト雖トモ姑ク両端ヲ觀望シ其勝敗ヲ見テ去就ヲ決セントスル様子」にあり、改革派勢力と目されるのは金嘉鎮他「十余人ニ相過キ不申」という程度であった。大鳥は朝鮮改革案合意契機獲得は日本の軍事力誇示しかないと思っていたが、本国の指令もあり、七月三日、朝鮮政府に改革綱目⁽¹²⁾を提示した。それは、陸奥の訓令とは違ってより詳細且性急なものであった。朝鮮政府は「滿朝反對ノ聲ト相化シタルガ如ク」なっていたが日本の高圧姿勢は、朝鮮政府による三名の「改革取調委員」の任命となった。⁽¹³⁾

しかし、英の調停が失敗したのとはほぼ同じ頃、内政改革合意獲得の失敗も予想されていた。「國王ニハ大分改革ニ傾意セラル、ト雖モ李鴻章ノ内意ヲ受ケタル電信天津ヨリ統達シ袁世凱又之ニ附和シテ恐嚇シ居ルカ為メ守旧即チ事大派ノ氣焰一層強メタレハ彼等ハ我ニ向テ外面改革ヲ口ニスルモ其実行ハ到底見込無之⁽¹⁴⁾」状態であった。

日清共同朝鮮内政改革案は、日清提携の側面に於て成功しない限り朝鮮内政改革合意の取り付けの側面に於ても成功しないことが明かであった。この再度の失敗によって、陸奥の言う所謂、第二次絶交書が閣議決定される。

朝鮮国ニ於ケル内訌変乱ノ屢々起ル所以ハ其内政ノ治ラザルニ職由ス。故ニ帝國政府ハ該國政府ヲシテ其内政ヲ改良セシメ因テ以テ其変乱ノ根源ヲ掃絶セシムルニ如クハナシト信ズ。而シテ之ヲ実行セシムルニハ該國ト痛瘠ノ關係ヲ共ニスル貴我兩國ニテ助ケヲ与フルニ如カズト思惟シ之ヲ貴國政府ニ提議セシニ詎ゾ料ラン貴國政府ハ截然我提議ヲ排斥セラレ而シテ只タ我ガ撤兵ヲ促サレタリ頃ロ又貴國駐劄英國公使ガ貴我兩國ニ対スル友情ヲ重シ好意ヲ以テ居仲周旋シ貴我ノ岐議ヲ一ニ掃セシメント務メラレシ所アリタルモ貴國政府ハ依然トシテ只タ我カ撤兵ノ事ノミヲ主張セラレ更ニ我意見ヲ納レラレントスルノ色ナシ是レ則チ貴國政府ガ事ヲ好ムモノニ非ラズシテ何ゾヤ。事局既ニ此ニ至ル。将来因テ以テ生ズル所ノ事体ハ帝國政府ノ責ニ任ズル所ニ非サルナリ。⁽¹³⁾

たしかにそれは対清挑発の機能を有していた。しかし、この総理衙門宛照会文を今一度伊藤内閣の日清共同朝鮮改革構想と出兵、対清交渉経緯に照らしてみれば、如何にこの文書が伊藤内閣の一方的思いを吐露しているのかがよく判る。それは対清戦争を当初より意図し「挑発」を繰り返し、遮二無二突き進み遂に望み至った地平というよりは、日本案を容れない清国へのいらだちの表明である。自己の外交方針の正当性を確信し疑うこともなく、それでいてそれを達成すべき外交技術の未熟さを棚に上げたまま、共同改革合意調達失敗の責任を清国に転嫁しようとする一人よがりの「陸奥外交」の実態を示すものである。

4 李鴻章の「復帰」と北京政府の開戦論

七月一二日に所謂『第二次絶交書』を閣議決定し、同一四日に総理衙門にそれを送付したのと入れ換りに新たな事

説 態を告げる報が、七月一三日、もたらされた。

論

在天津荒川領事の陸奥外相宛電は、李鴻章は朝鮮問題に付日本提案を受け容れつつある様に思える。李はその秘書官を京城に派遣し袁世凱を天津に召還しようとしている。そして新たな清側代表者が目下の問題を討議し解決すべく京城に赴くだらうという情報を伝えつつ、これに対し大鳥に討議を委任するのかそれとも他の特派使を遣るかと訓令を仰いだのであった。⁽¹¹⁾これと日を同じくして、露駐日公使より、日本の「朝鮮国ニ対シ侵略ノ意ナク且ツ該国愈々静謐ニ復シ変乱再発ノ虞ナシト認メラル、ニ於テハ速ニ兵ヲ撤セラルベキ意旨アルヲ認メ大ニ満足スルトコロニ有之候……貴国政府力速ニ清国政府ト協議ヲ開カレ前記ノ基礎ニ依テ平和ノ局ヲ結ハル、事ヲ切ニ希望致候⁽¹²⁾」との通牒を政府は受けた。

『露清密約』軍事協力の懸念は一応解消し、李鴻章は親露スタンスから離脱した。ようやく日本側が求めて止まなかった日清共同朝鮮内政改革をとむにすべき提携対象が眼前に復活し、当初の目論みに初めて一步近づき得る条件が揃い始めたかの様に思われた。残る問題は、李の平和論、共同改革受容論への転換と総理衙門の共同改革拒否との齟齬を如何に理解し、対応するかにあった。⁽¹³⁾

そこに飛び込んできたのが、露駐清公使館付武官ウオガク (Constantin de Wogack) 大佐のもたらした七月一五日着の情報であった。「ウヲガク大佐 (此名ハ德義上秘密ニセラレタシ) 天津ヨリ来ル秘密ノ話ニ拠レハ支那ノ平戦両説ノ首唱者ハ下官等ノ是マテ聞ク所ト異ナリ皇帝ト輿論ハ戦ヲ主張シ総理衙門ハ英独ノ忠告ヲ容レ平和ニ尽力シツ、アリ。李鴻章ノ内意ハ寧ロ平和ヲ望ムカ如シ平戦未タ決セサル間ハ重キニ從フハ理ノ然ラシムル所ニシテ李鴻章ハ皇帝ト輿論ニ從ヒ出師準備ヲ為スモノナリト。右ハ神尾ニ問合中⁽¹⁴⁾」というのがそれであった。

荒川は、改めて、李と総理衙門との対応に関し、(一)李は宗属論に触れない限り日本案受諾の用意がある (二)総理衙

門王大臣は日本提案を朝鮮占領と誤解していたもの様でありその誤解を解けば李の対日妥協論に反対しないはずである。(三)李は北京の動向に拘らず朝鮮問題を解決することができる、という李側近の意向を伝えてきた。⁽¹⁸⁾また、京城の大鳥からも、露駐朝公使情報として、李が朝鮮内政改革の必要性和望ましさを認め該件を李と小村との交渉によって平和裏に解決したい意向であることが伝えられてきた。⁽¹⁹⁾

日本政府にとつて、七月一六日段階で必然的に問題となるのは清皇帝及び官僚層の開戦論をはたして李が抑え込めるか否かの一点であった。陸奥は、李の対日妥協論に対し、それが“through proper authorized channel”を通じてた“most definite shape”という形で示されるべきことを求めた。⁽²⁰⁾再度の英仲介によって清政府より、七月一九日、提示された案は、(一)朝鮮国内の「変乱ヲ鎮定スルコト」、(二)内政改革の爲め「協同委員ヲ命シ該委員ハ各其自国政府ヘ報告ヲ為スコト、但シ清国政府ハ朝鮮国王ニ向テ改革ヲ採用セラレンコトヲ勸告シ得ルノミニシテ該国王ヲシテ強テ之ヲ採用セシムルコト能ハサルコト」、(三)「日清両国協同シテ朝鮮国土ノ安全ヲ担保スルコト」、(四)「日清両国ハ朝鮮国ニ於テ通商上同一ノ権利ヲ有スルコト但シ『政治上』ノ文字ハ之ヲ記入セサルコト。撤兵ノコトハ談判ノ始メニ於テ之ヲ取極ムルコト属邦論ハ之ヲ提出セサルコト」、という内容のものであった。

この第二次英仲介案が、仮に一次仲介時に北京政府の容れるところであったならば、その後の交渉のゆくえもかわったであろう。

しかし、日本案の対清強要の前提はこの時大きく崩れてしまっていた。「日清協同シテ朝鮮ノ弊政ヲ改革シ該国ノ国基ヲ鞏固綿長ナラシメントノ如キ考案ハ迎モ総署王大臣ノ頭腦ニ了解無覚東当国ニ於テ兎ニ角此等ノ考案ヲ了解スル頭腦ヲ有スル者ハ李鴻章⁽²²⁾」ということを前提に、北京政府保守派の反対は西太后還曆祭典の一事を以て封じ込め得るのではないか、というのが伊藤政権の日清共同朝鮮改革案の実現条件であった。ところが、この甘い期待は裏切ら

説
れ、清官僚層の対日開戦論を噴出させ清政府への開戦圧力を強めてしまい、加えて予期もしなかった清帝室の開戦論を呼び起してしまった。これらの対日開戦論に対し日本側は何ら打つ手を知らなかった。否、当初より考慮してもしなかったと言う方がより正確かもしれない。

李を提携相手とし、李―西太后ラインにより北京保守派を抑え、李を通じて清帝国の正式な同意を引き出し日清共同朝鮮改革を両国政府間の正式な合意事項とすることを目的とした一連の日本側の外交交渉は、李の「獲得」に成功したものの一方で自ら予期していた合意達成基盤を掘り崩してしまっていたのである。

また、朝鮮内政改革への日朝合意調達も失敗に終わった。朝鮮政府の改革の確約の取り付けを求めた日本政府であったが、朝鮮政府より任命された三名の改革調査取調委員の「委任権限」は「改革ニ関シ日本公使ノ意見ヲ細聴シ自分等ノ意見ニ附シテ之ヲ政府諸大臣ノ前ニ申出テ諸大臣ト共ニ之ヲ大君主陛下ニ奏上シテ裁奪ヲ仰クニ止マ」り、執行権限は持ち合わせておらず改革の「確約」は保証されなかった。日本単独での内政改革強要は、朝鮮政府の合意を得ることができず、七月一八日、朝鮮政府は「内政改革ノ事ハ我兵（日本兵）撤回ノ後ノ朝鮮政府ニ於テ之ヲ行フ」という通告を行った。朝鮮国王が大鳥公使に対し「諮ルニ国政改革ノ事ヲ以テシ繼テ其近臣ヲ敝署ニ遣ハシ改革案ヲ需メラレ」た経緯及び朝鮮政府内に於ける改革論の存在という日本側当初の目論みにも拘らず、事前に明かであった如く、「日本」が単独で前面に出る限り朝鮮からの合意獲得は困難であった。

第二次英仲介案が提示された折には、日清「共同」も、朝鮮「改革」もそれぞれ実質的に失敗していたのである。

清国側の軍事的対応も、七月一七日、「盛字軍ハ愈々二三日中ニ出発スル模様アリ」と伝えられて来た。清国軍総司令官任命案件に付、拒む劉銘傳を李が強いつつあると報じた神尾も、七月一八日になると「劉銘傳ハ再ヒ辞シタリ、皇帝ハ尚ホ兎ニ角来レト勅命セリ」と清皇帝が開戦論者たることを示しつつ、「盛字軍ハ歩騎兵残ラス行クコト、ナ

リタリ、内六宮ハ昨日乗船ス、又旅順ニ在ル提督宗慶ハ元帥トシテ毅字軍四宮ヲ率ヒテ行クト、実ナルガ如シ⁽¹²⁾と報じた。清軍増派の報は続いた。荒川天津領事も、「李鴻章は一七宮を朝鮮に派遣することを決心した模様。六宮は七月一九日か二〇日に大沽を出発の見込⁽¹³⁾」と伝え、英側情報としては、一二〇〇〇増派説⁽¹⁴⁾もたらされた。

以上の如き情況の下で陸奥は、七月一九日、「朝鮮ニ於ケル事情ハ最初日本ヨリ清国ニ向テ提議スルトコロアリタル砌ヨリ大ニ変遷シタルカ故ニ清国協同委員ノ為スヘキコトハ将来ノコトニ限りテ決シテ日本カ既ニ单独ニテ着手シタルコトニ立入ルヘカラサルコト兩國政府ハ百方力ヲ尽シ必ラス朝鮮國王ヲシテ改革ヲ採用セシムルコトヲ約スルト」、「政治上」ノ文字ヲ記入シ置クコトとの「修正」を加え、「此際清国ヨリ増兵ヲ派遣スルニ於テハ日本ハ之ヲ以テ威嚇ノ処置ト見做スヘシ⁽¹⁵⁾」と清政府対案を拒絶した。仲介に當った英政府は当然この日本の態度に不満であり、「日本政府ガ今マ清国政府ニ向テ要求スル所ノモノハ日本政府ニ於テ談判ノ基礎トシテ採用シ苦シカラスト明言シテ既ニ清国政府ニ通知シタル基礎ニ矛盾シ且ツ遙カニ其範圍外ニ出ルモノナリ⁽¹⁶⁾」と批難した。

第二次英仲介案が李の意向を示すものであっても北京政府の同意は決して得られそうにもなく、朝鮮政府より撤兵を求められ自主改革宣告をなされた以上、日本の採り得る選択枝は撤兵するか強引に戦争を引き起してしまうかのいずれかでしかなかったろう。前者の途は、日本の国際的威信の失墜と国内での開戦強硬論の更なる激化となるう。仮に英仲介案を受け容れねばり強く交渉を続け両政府間の正式な合意を形成し、そこから朝鮮政府に改めて改革の申し入れを行い朝鮮政府の同意を得てその内政改革に着手したとしても、それは見栄えのする成果を早急に生み出すものではない。従って国内の開戦論の鎮静化は求むべきもなく、出兵以前よりの伊藤内閣責任追及の声は止むことなく秋口に召集が予定される新議会の乗り切りは一層困難となるであろう。為に伊藤内閣は、自ら播いた種のため、再々度の議会解散若しくは国内強権支配を敷くハメに陥ったかもしれない。⁽¹⁶⁾

伊藤内閣にとって開戦への足かせは、「英国政府カ朝鮮問題ノ為メ条約改正事件ニ関シ其様子ヲ変」⁽¹³⁾ 化させ日本の対応軟化を求めてくることであつたらう。しかし、「条約改正事件ニ対スル英国政府ノ模様ハ変リタルコトナ」⁽¹⁷⁾ く、英はその調停案実現の為朝鮮問題と条約改正問題とをリンケージさせるという対応をしなかつた。朝鮮海軍英教師コールドウェル解雇問題で英政府が七月一四日に予定された条約改正調印を拒否し陸奥が「悵然甚だ樂します」⁽¹⁸⁾ という状態に陥つたのも、条約改正問題と朝鮮問題とのリンケージ策を英が採用する可能性に危惧したからに他ならぬ。しかし、大英帝国政府にとって、対日条約改正問題は大きな政策事項ではなかつた。⁽¹⁹⁾ 日英新条約は、七月一日、調印されその報は、一七日、日本にとどいた。

早急な実を期待しえないものと判断される英二次調停案を拒否する対英条件は満たされてしまつていた。英政府仲介案を拒絶した日本への抗議に対する日本側覚書は、「最初清国ハ日本ト協同ノ処置ヲ執ル事ヲ拒ミタルヨリシテ日本政府ヲシテ不得止单独ニ朝鮮政府ニ向テ提議ヲ為サシムルニ至リタルガ故苟クモ清国政府ニ於テ朝鮮政府ガ既ニ承服シタル所ノ我カ提議ヲ認ムルニ非ズンバ日本政府ハ今トナリテ最初ノ地位ニ立帰ル事能ハス」⁽¹⁰⁾ との一項を含んでゐた。覚書に根拠があるわけではなかつたが、七月一九日段階での、日本、清、朝鮮、それぞれの国内事情を総合してみると、この時既に日清共同朝鮮改革の実現性は途絶えていたと言えよう。

従つて、これ以降の諸外国の好意的仲介案は、開戦という選択枝しか残つていない伊藤内閣にとって、排除されるべき対象となつてゆく。また、李鴻章による最後の和平努力としての密使派遣⁽¹²⁾ についても、李に対し「如何にも気の毒にて何とか工夫も致し度」⁽¹⁴⁾ との一片の感情は有しつつも、最早伊藤内閣にとって戦争回避の余地は無くなつてゐた。日本は、七月二三日、朝鮮王宮攻撃を行い、次で対清戦争を引き起していった。

しかし、戦争を以て相手国たる清に押しつけるべき政策的内容はその時までには消滅してしまつてゐた。

注

- (1) (4) 九四年六月一五日付陸奥宛伊藤「陸奥文書」一〇一六三。
- (2) 九四年六月一〇日 〇七時五分發 一三時着 川上操六宛神尾「着電綴」DS。
- (3) 九四年六月一四日 二〇時一三分發 二三時着 川上宛神尾「着電綴」。
- (5) 九四年六月一六日 一九時五三分發 六月一七日 〇〇時着 川上宛神尾「着電綴」。
- (6) 九四年六月一七日陸奥宛小村寿太郎「外文」二七 五五八文書。
- (7) (8) 九四年六月二一日付陸奥宛小村 MT・1・1・2・9。
- (9) 『蹇蹇錄』(引用は 中塚明校注 岩波文庫 一九八三年 より) 五七頁。
- (10) 九四年六月一八日付陸奥宛荒川「外文」二七 五六一文書。
- (11) 九四年六月一九日付陸奥宛小村同右 五六二文書。
- (12) 九四年六月一五日付陸奥宛伊藤「陸奥文書」一〇一六四。
- (13) 『外文』二七 五七六文書。
- (14) 同右 五七八文書。
- (15) 尚、日本側の改革強要との関連で問題となるのは、所謂、「全州和約」であるが、この全州和約の報と内容が何時如何なる形で日本側の知るところとなり、それが日本側にとって如何なる意味を持つものであったか等については不明である。同「和約」については、朴宗根「甲午農民戦争(東学乱)における『全州和約』と弊政改革草案」歴史評論 一四〇 一九六二年、金栄作「韓末ナショナリズムの研究」東大出版会 一九七五年 二三五―八頁、馬淵貞利「甲午農民戦争の歴史的位置」『朝鮮歴史論集』下(旗田巍先生古稀記念会) 龍溪書舎 一九七九年。
- (16) 九四年六月三日付加藤増雄宛陸奥「外文」二七 三七一文書。
- (17) 九四年六月二六日付大鳥宛陸奥「外文」二七 三七七文書。

- (18) 九四年六月二四日付陸奥宛大鳥同右 五七九文書。
- (19) 九四年六月二日付特報六号 「参謀本部報告」D.S。
- (20) 九四年六月二日 一七時〇二分發 六月二日 〇四時一五分着 参謀本部宛神尾「着電綴」。
- (21) 九四年六月二日付陸奥宛徳大寺実則「陸奥文書」三七一九。また、渡辺幾治郎『日清・日露戦争史話』千倉書房 一九三七年 一四八頁。
- (22) 九四年六月二日 一九時發 二二時三〇分着 神尾電「着電綴」。
- (23) 九四年六月三日 〇七時〇五分發 一三時三〇分着 神尾電「着電綴」。
- (24) 九四年六月二日 一一時三〇分發 六月三日 一五時着 神尾電「着電綴」。
- (25) 九四年六月三日 二三時發 野津道實第五師団長宛参謀総長「發電綴」D.S。
- (26) 九四年六月三日 一三時一〇發 一七時二七分着 M.T.5.2.2.1。全文は以下の通り。
It appears to me 李鴻章 is busily engaged to warlike preparations, 370 troops and 70 horses left for 牙山 from 本庄 6月22日 afternoon, about 5,000 Troops more very likely are to be dispatched in a few days.
- (27) 朝鮮出兵兵数に於て伊藤が騙され伊藤が混成旅団派出決定に後日釈然としなかつたという林董の回顧記述は、しばしば言及されるが、仮に日本側の対応に於て出兵数の当否が問題として意識されたとすれば、清兵五五〇〇増派説をうけた混成旅団残部輸送の実施と予想の一致にも満たない清兵着韓という現実の落着を眼の当りにした段階であつたらう。
- (28) 九四年六月二四日 一七時二二分發 二二時〇七分着 神尾電「着電綴」、『熾仁親王日記』(東大出版会 一九七六年) 六四一〇頁。
- (29) 九四年六月二五日 一六時發 一七時着 神尾電「着電綴」。
- (30) 九四年六月二四日 一四時四六分發 六月二七日 一二時三〇分着 川上宛神尾「着電綴」。また『熾仁親王日記』六 六月二七日条 四一一二頁。

- (31) 在チーフー海軍武官井上敏夫の中牟田倉之助海軍軍令部長宛報告では、「聞ク処ニヨレハ北京政府ハ兵ヲ動かスヲ欲セズ其旨上諭アリタリト。又本件ニ付某外人ヨリ伝承スル処ニヨレハ始メ左程ニモナキ内乱ヲ事、シク言立テ派兵ヲ請求ナセシ袁ナルモノ不都合ナリ。之ヲ信シテ妄ニ兵ヲ動かシ騒乱ハ何事モナク平ラキタルニ却テ外国トノ交渉ヲ引起シタルハ此レ李鴻章ノ罪ナリトテ北京政府甚シク李鴻章ヲ責ム。李鴻章ハ板挟ミニ逢ヒ近來ハ夫カ為メカ喜怒常ナラスト云フ。亦タ李鴻章ハ最初主戦説ヲ北京政府ニ提出シタルモノ入レラレサリシト雖モ再ヒ上奏シタリトノ説アレとも未タ詳ナラス北京政府ハ開戦ヲ願ハス偏ニ平和主義ナルモノノ如シト。此説信スヘキカ如シ」(九四年六月二十七日付秘報五六号「海軍軍令部報告」D S)。また小村も、日本側が総理衙門に朝鮮領土保全と日清衝突回避を前提に交渉を持ちかければ総理衙門は日本三提案を考慮せざるを得なくなるだろう、との英駐清公使の示唆を伝えている(九四年六月二十五日付『外文』二七 六二二文書)。
- (32) 九四年六月二十七日 神尾報告 MT・1・6・1・5。
- (33) 引用は、長野勲、波多野乾一編訳 王芸生『日支外交六十年史』二 一九三二年 一五二頁。また、詳しくは、田保橋潔『日清戦役外交史の研究』刀江書院 一九五一年 二六九頁以下 参照のこと。
- (34) 『伊藤博文伝』下(春政公追頌会 一九四〇年)六三一―四頁。
- (35) この方策を換言したものが「彼京城或は其近傍にて一敗すれば必ず和を請うべし。我は軽く勝て後を善くすべし」という林董回顧(由井正臣校注『後は昔の記他』平凡社 一九七〇年 七五頁)ではなかったか。
- (36) 『外文』二七 三七八文書。
- (37) 明治二十七八年「戦史編纂準備書類」(以下「準備書類」DS) 一 安報(3)六月二十七日条。
- (38) 同右 安報(9) 六月三〇日条。
- (39) 『外文』二七 三八一、三八五文書。
- (40) 同右 六二〇文書。
- (41) 九四年六月二十八日付陸奥宛小村 同右 六二四文書。

- (42) 九四年六月二九日付陸奥宛青木 同右 六一七文書。
- (43) 『外文』二七 六三三三文書。
- (44) 九四年六月二三日付陸奥宛西徳二郎 同右 六一八文書。
- (45) 同右 六一〇文書。
- (46) ロシアの動向については、佐々木揚「ロシア極東政策と日清開戦」研究論文集(佐賀大学教育学部)三〇集一号「一九八二年' Yō Sasaki, The International Environment at the of Time the Sino-Japanese War (1894-1895), Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko 42, 1984, pp. 46-57.
- (47) 『蹇蹇録』八〇頁。
- (48) 同右 八一頁、『外文』二七 六三四文書。
- (49) 「朝鮮の将来」(一)『日日』九三年三月一五日。
- (50) 九四年七月一日付陸奥宛小村『外文』二七 六三八文書。
- (51) 九四年七月二日付陸奥宛荒川 MT・5・2・2・1。
- (52) 九四年七月二日付陸奥宛荒川『外文』二七 五八四文書。
- (53) 以下の記述は、九四年七月二日付伊藤祐享宛西郷従道(「準備書類」二)による。
- (54) 九四年六月一四日「袁世凱及七各國公使卜談話ノ要領」「準備書類」一。ロシアの出兵説としては、一〇〇〇派出説があった(九四年六月一六日付 参謀総長宛松浦中尉「準備書類」一一)。
- (55) 九四年六月二五日付参謀総長宛松浦中尉「準備書類」一一。
- (56) 九四年七月六日発着 中牟田海軍軍令部長宛西山実親大尉「着電綴」。
- (57) 九四年七月一日付中牟田宛西山「準備書類」一一。
- (58) 九四年二月三日付林董外務次官宛伊集院彦吉 MT・5・1・8・13。

- (59) 以下の記述は、赤城艦「清海軍大検閲観覧記事」明治二十七八年「征清海戦史」稿 DS に拠る。
- (60) 以下の記述は「秘 戦史講話」(一九二四年 DS) に拠る。
- (61) 九四年六月二三日 一時〇〇分発 柴五郎中尉宛参謀総長「発電綴」。
- (62) 『公爵山奥有朋伝』下 (徳富蘇峰編述 原書房 一九六九年) 一三一頁。この山奥意見は六月二四日付と記されているが「大山巖文書」(国立国会図書館憲政資料室蔵) 四八一―では六月二三日付となっている。
- (63)(64) 九四年六月二四日付伊東祐享常備艦隊司令長官宛西郷海相訓令「準備書類」二。
- (65) 「準備書類」二一。
- (66) 「作戦ノ大方針」「準備書類」二。
- (67) 九四年七月一四日付伊東宛西郷「征清海戦史」。また、『熾仁親王日記』六 四三三頁、『外交』二七 六五九文書。
- (68) 九四年七月一日付青木宛陸奥『外文』二七 六三五文書。
- (69) 『蹇蹇録』二六頁。
- (70) 九四年六月一四日付陸奥宛青木『外文』二七 六一三文書。
- (71) 九四年六月一六日付青木宛陸奥『外文』二七 六一四文書、九四年六月一八日付小村宛陸奥MT・1・1・2・9。
- (72) 九四年六月二二日付軍令部長宛横須賀鎮守府司令長官「準備書類」二一甲。
- (73) 九四年七月一日付陸奥宛伊藤「陸奥文書」一〇一七二。
- (74) 九四年六月三〇日付陸奥宛伊藤「陸奥文書」一〇一七一。
- (75) 九四年七月一日付大鳥宛陸奥『外文』二七 六三六文書。
- (76) 『外文』二七 五五一文書。
- (77) 九四年七月三日付青木宛陸奥『外文』二七 六四〇文書。
- (78) 九四年七月四日付青木宛陸奥『外文』二七 六四二文書。

- (79) 九四年七月四日付陸奥宛小村『外文』二七 六四三文書。
- (80) 九四年七月五日付陸奥宛小村同右 六四四文書。
- (81) 九四年七月三日付陸奥宛青木同右 六四一文書。
- (82) 九四年七月五日付小村宛陸奥同右 五八六文書。
- (83) 九四年七月二日 一時五六分發 一四時三〇分着 陸奥宛荒川「着電綴」及びM T・5・2・2・1。
- (84) 九四年七月三日 〇七時發 一三時一〇分着 神尾「着電綴」、また『熾仁親王日記』六 四一七―八頁。
- (85) 九四年七月三日 二一時二〇分發 七月四日 〇一時二〇分着 神尾「着電綴」。
- (86) 九四年七月四日 〇七時發 一一時五〇分着 神尾「着電綴」、九四年七月三日 〇六時發 一二時着 軍令部宛海軍派出員「海軍々令部報告」D.S。
- (87) 九四年七月五日 二〇時發 七月六日 一〇時三〇分着 參謀本部宛神尾「着電綴」。
- (88) 九四年七月一六日付陸奥宛小村『外文』二七 六〇三文書 附屬書一。またこの時点での撤兵第一着論は、「日本人ハ開戦ノ模様アリ都テ漢江近傍日本人ニ占メラレ北方ヨリ進入スルモ牙山トノ連絡難シ依テ乱民平ラギ兵引揚ケト揚言シ其兵ヲ大同江ニ移シ水雷艇ヲ備ヘ電報ヲ以テ通知次第平壤ヲ占メ大軍ヲ義州ヨリ進メハ運輸便利アリ」(「海軍々令部報告」七月三日發着電 前掲、同旨の情報は、『熾仁親王日記』六 四一七頁 七月三日條、七月二日 一四時頃發 柴五郎宛大本營「發電綴」という清軍の方策を阻止する意味も込められていたと思われる。
- (89) 軍報一三号「海軍々令部報告」。
- (90) 九四年七月五日、六日付陸奥宛大島M T・5・2・2・1
- (91) 九四年七月一四日付參謀總長宛大島義昌 七月八日條 明治廿七年日清朝事件「第五師團混成旅團報告綴」、七月八日 二〇時〇六分發 七月九日 一六時四〇分着 參謀總長宛大島「着電綴」。
- (92) 九四年七月七日 一三時三六分發 七月八日 一〇時着 參謀總長宛神尾「着電綴」、『熾仁親王日記』六 四二二頁。

- (93) 九四年七月六日 一一時〇八分着 一五時五〇分発 陸奥宛大越MT・1・1・2・9の(2)。
- (94) 九四年七月六日付陸奥宛大越MT・5・2・2・1。
- (95) 九四年七月二日付陸奥宛大越MT同右。
- (96) 九四年七月二日付島崎好忠海軍軍令部第二局長宛上海派出員「征清海戦史」。
- (97) 九四年七月七日付 特報八号 「参謀本部報告」。
- (98) 九四年七月九日 一四時四五分発 一九時三〇分着 参謀本部宛神尾「着電綴」、熾仁親王日記』六 四三二頁。
- (99) 九四年七月九日付角田秀松宛提虎吉(龍川)「準備書類」一。ここから龍川は日本の積極的開戦策を主張する。
- (100) 九四年七月九日付陸奥宛小村『外文』二七 五八七文書。
- (101) 九四年七月一〇日付陸奥宛小村『外文』二七 五八九文書。
- (102) 田保橋潔『近代日鮮關係の研究』下 文化資料調査会 一九六四年 五〇二―四頁。
- (103) 九〇年六月一七日付大隈重信宛大鳥『大隈重信關係文書』五 四〇四頁。
- (104) 『外文』二七 六七二文書 露臨時代理公使ウエーバー発言。
- (105) 九四年六月二九日付大鳥宛陸奥『外文』二七 三三八文書。
- (106) 『外文』二七 三八二文書。
- (107) 九四年六月一九日付陸奥宛荒川『外文』二七 五六四文書。
- (108) 『外文』二七 三八八文書。尤も、経済的利権要求はこの様な態度とは違ふ。
- (109) 九四年六月二八日付陸奥宛大鳥『外文』二七 三八四文書。
- (110) 『外文』二七 三九六文書 附属書一、三。
- (111) 同右 三九六文書。
- (112) 九四年七月一〇日付陸奥宛大鳥『外文』二七 三九八文書。

- (113) 『外文』二七 五九一―文書。
- (114) 九四年七月二日 一六時一五分發 七月三日 一二時一五分着 陸奥宛荒川 MT・6・1・8・11。
- (115) 『外文』二七 六五九―文書。
- (116) 『外文』二七 五九四、五九五―文書。
- (117) 九四年七月二日 一八時四〇分發 七月五日 〇六時着 川上宛村木少佐「着電綴」、また『外文』二七 五九八―文書。
- (118) 九四年七月二日 五日付陸奥宛荒川『外文』二七 五九九―文書。
- (119) 九四年七月二日 六日付陸奥宛大島『外文』二七 六〇一―文書。
- (120) 九四年七月二日 六日付荒川宛陸奥『外文』二七 六〇〇―文書。
- (121) 『外文』二七 六〇四―文書。
- (122) 『外文』二七 六〇六―文書。
- (123) 九四年七月二日 四日付陸奥宛小村『外文』二七 五九七―文書。
- (124) 『外文』二七 四〇九―文書。
- (125) 『外文』二七 四一一―文書。但し、この朝鮮政府の自主的改革案は「全州和約」の履行というべきものではなく小手先の改良案でしかなかったことは、馬淵前掲「甲午農民戦争の歴史的位置」七七―八頁。
- (126) 『外文』二七 六七二―文書。
- (127) 九四年七月二日 一四時一六分發 一六時二五分着 参謀総長宛神尾「着電綴」。
- (128)(129) 九四年七月二日 一二時二五分發 一五時四五分着 参謀総長宛神尾「着電綴」、『熾仁親王日記』六 四二九頁。
- (130) 九四年七月二日 一五時一九分發 二〇時三〇分着 陸奥宛荒川 MT・5・2・2・1。
- (131) 『外文』二七 六六五―文書。

- (132) 『外文』二七 六七〇文書。
- (134) 九四年七月二〇日付陸奥宛小村『外文』二七 六九九文書。
- (135) 国内の論調については別途論じたい。
- (136) 大山梓、稻生典太郎編『条約改正調書集成』下 原書房 一九九一年 三一七頁。
- (137) 同右 三三三頁。
- (138) 『蹇蹇録』一一五頁。
- (139) Ian Nish, *Japan Reverses the Unequal Treaties: The Anglo-Japanese Commercial Treaty of 1884*, *Journal of Oriental Studies* Ⅻ 1975, Hong Kong. また英の対応については、佐々木揚「イギリス極東政策と日清開戦」研究論文集(佐賀大学教育学部)二九一一(1) 一九八一年、Sasaki, op. cit., pp. 25-45.
- (140) 『外文』二七 六七三頁。
- (141) 田保橋『日清戦役外交史の研究』二四五頁以下。
- (142) 『外文』二七 六〇七文書。
- (143) 九四年七月二四日付伊藤宛陸奥『伊藤文書』七 二九五―六頁。

むすびにかえて

朝鮮王宮攻撃後の対清戦争規模の見通しは、牙山清兵攻撃のみでは最早済まされず日清間で的一大決戦がなければ始末がつかず、その為日本海軍の劣勢により朝鮮を通じて旅順盛京までの進軍の必要性が見込まれた。戦争期間は四年一杯は継続するものと覚悟せねばならなかった。⁽¹⁾

伊藤政権内には、日清開戦それ自体を批判する閣僚がいた。「井上文相は事を非とし、辞職に決し、同(八月)二

九日裁可……肺患が漸く重く、国事を憂慮するに過ぎ、開戦に関して悲観に傾き実際の趨勢に背馳す」とは三宅雪嶺の記すところである。しかし、日清共同朝鮮改革の合意調達に失敗したばかりか、当初対清戦争の意図も無かったものが結局対清戦争を起してしまうハメに陥ったことに對し、井上毅が戦争を「非とし、辞職」したのも不思議ではない。井上毅にとって戦争をして勝てるかどうかが中心問題であったわけではない。

陸奥は『蹇蹇録』を著す折、「從來清国が唱え居たる属邦論の論理はこれ（天津条約）がために大にその力を減殺せしことは一点の疑いを存せず……英国政府はあたかも朝鮮のことに付ては、一切日清両国の間に平衡を保つを以て天津条約の精神と認め居たるものごとく、後段帝国政府の回答に對して、いたく天津条約の精神を度外視したるものなりと咎めその後、在韓の日清両国軍隊が韓の南北部を共同占有し、おもむろに日清両国の調和を計るべしと勧告し來たりたるごときも、また同一の根拠に出でたるがごとく、天津条約の正解としてはまったくこれを誤りたるもの」として「派兵につき互いに行文知照すべしとの規定ある外、他に何ら直接の關係を有せざる天津条約の解釈」を詳述しなければならなかった。⁽³⁾

天津条約は、八五―七十年にかけて形成され九四年の日清開戦まで持続された清を要とした日・露・英諸国間に於ける朝鮮をめぐる勢力均衡形成の一大要素であった。そして朝鮮共同改革案仲介の際「一切日清両国の間に平衡を保つを以て天津条約の精神と認」めた英の姿勢は随分と日本に對して譲歩した上でのものであった。九四年二月段階で、伊藤、陸奥らが朝鮮共同改革論の実施を考慮し始めた頃は、英は朝鮮をめぐる日本に清と對等の位置など認めていなかった。逆に日清對等を天津条約の拡大解釈によって主張し始めたのが他ならぬ伊藤内閣であった。

伊藤内閣は、朝鮮をめぐる東アジア国際政治の相対的安定化に関する認識を欠落させており、李のロシア仲介依頼の意味を伊藤、陸奥が理解できなかったことに示される様に、八六年露清合意を自身の政策決定の前提条件の一つと

見做してはいなかった。陸奥が、右合意の有効性如何に関する英政府の意向を問い合わせるのは九五年になってであった。⁽⁴⁾英の右合意有効性認定の回答に接して陸奥は、改めて、李の露仲介依頼が日本の天津条約破壊の反動より現出するものであったことを自覚したのではないかと思われる。天津条約の遵守を出兵当初より公言していた清側の対応とは逆に、東アジア国際政治秩序構成基盤の一角を自ら破壊した日本の行為は、国際的正当性を得らるべきものではなかったし、朝鮮をめぐる日―英―清というそれまで日本が求めていた東アジア国際政治枠組さえも自ら拒否する結果に陥ってしまった。これらの理由により、陸奥は、天津条約の「精神」に頬被し、後に国際的に付与された意義づけを条約「解釈」の「正解」から排除した。そして「西欧的新文明と東亜的旧文明との衝突」⁽⁵⁾という形で清韓宗属論を口実とした対清開戦の正当性を糊塗したのである。

その開戦経緯に於ても、対清戦争の意図は有しなかった六月二日出兵決定以降、伊藤及び自らが犯した一連の状況判断の誤りを弥縫し政治指導者としての地位を保ち続ける必要からも、あたかも出兵決定当初より対清開戦の意図を有していたかの如く『蹇蹇録』の読者をして思わしめる必要があった。また、朝鮮政府に対し内政改革を勧告し得る様な地位の獲得―内乱鎮圧への日本軍参加―に失敗し、日清共同朝鮮改革を清国に提起し、「我が外交の位置を一時被動者より主動者に変」⁽⁶⁾じた以降にあって、対清戦を回避しつつ日清「共同」の合意に到達すべき手段は、清の内事情北京政府の穩健論を前提とする、駐兵継続による対清圧力でしかなかった。小村寿太郎が「陸奥の三大不明」の一つとして「日清の開戦は実現せざるべしと断じた」ことを嘆いた⁽⁷⁾というのもそのあたりの事情を反映している。従って、その前提を、唯一の手段たる駐兵継続によって自ら崩壊させた以降は全く対応不能に陥ってしまったのである。少なくとも井上毅文相が開戦そのものに不満を抱いたのと同じ程度の不満を、明治天皇は「今回の戦争は朕素より不本意なり、閣臣等戦争の已むべからざるを奏するに依り、之を許したるのみ」⁽⁸⁾とあらわにした。戦争が進展す

説
論
の中にあつても、天皇は「朕が恠く捷報を得て欣ぶに付けても、清国皇帝は定めし深き憂悶にや沈まれつらむ」と御聲も潤ませながらに宣⁹う程対清開戦そのものにわだかまりを感じていた。「総理衙門ヨリ袁世凱ヲ天津ニ呼奇セタルハ李鴻章ヲシテ韓政内情ヲ聞キ策ヲ授ケテ更ニ韓へ派出セシムル為カ、又ハ支那ニ於而選択スル朝鮮政治改革委員ノ一人トスル目的ナルヤ小村ニ命セラレテ事実探索セラレテハ如何閣下御考案拝承致度候¹⁰」と徳大寺実則侍従長を通じて陸奥にその意を伝えていた様に、天皇は英二次仲介案拒否後の七月二〇日にあつても日清共同朝鮮改革合意調

達に望みをかけていたのである。それだけに、陸奥としては、「今日わが国が世界に誇耀する勳績、光榮¹¹」という戦勝結果の一事のみを以て失策の結果としての開戦を正当化する必要に迫られるのである。

「畢竟朝鮮内政の改革とは素日清兩國の間に蟠結して解けざる難局を調停せんがために案出したる一個の政策なりしを、事局一変して竟に我が国の独力を以てこれを担当せざるを得ざるに至りたるものなるが故に、余は初めより朝鮮内政の改革その事に対しては格別重きを措かず、また朝鮮の如き国柄が果して善く満足なる改革をなし遂ぐべきやを疑¹²えり」とは陸奥の言である。それは、六月二日閣議出兵決定意図たる日清共同朝鮮内政改革論を不当な位置に陥れるものであり、伊藤政権の当初意図を隠蔽するものである。また日本による単独改革強制は失敗すると初めより見込まれていた（故に日清「共同」が必要だったのである）からには事後の弁明にはどうしても伊藤、陸奥が主導した日清共同朝鮮改革論の位置づけは落としめられねばならないのである。

当初より対清開戦を意図しつつ各種の障害を乗り越え開戦に導いていった過程としてそしてその間の冷静な情況認識と目的達成の為の的確な手段の選択の積み重ねというリアリズム外交としての「陸奥外交」などは存在しなかった。「陸奥外交」とは『蹇蹇録』読解の際、外交文書により確認し得る部分或は明かにそれによって記述された部分と陸奥自身によるそれらの「解説」、「解釈」部分とを区別せず、逆に陸奥の片言節句を過大視することによってもたらさ

れた誤解の産物である。それは『蹇蹇録』史観でしかないのである。

注

- (1) 日付欠大鳥宛陸奥書翰案「陸奥文書」七五―一一。
 - (2) 『同時代史』三 岩波書店 一九五〇年 二二頁。
 - (3) 『蹇蹇録』三五―六頁。
 - (4) 同右一三二頁。
 - (5) 同右五九頁。
 - (6) 同右四九頁。
 - (7) 外務省『小村外交史』上 一九五三年 四八頁。
 - (8) 『明治天皇紀』八 吉川弘文館 一九七三年 四八一頁。
 - (9) 中澤宇三郎『明治天皇御聖徳録』皇国報恩会 一九三五年 五五頁。
 - (10) 九四年七月二〇日付陸奥宛徳大寺「陸奥文書」三七―七。
 - (11) 『蹇蹇録』八二頁。
 - (12) 同右六二頁。
- 〔附記〕 末筆ながらこの拙い小稿を、筆者の学部生以来の恩師である岡本 宏先生に捧げる。